

(1) 消防団活動事業

総務部 防災課

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート①（平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署											
	消防団活動事業		部	総務	課長	永井 慎一								
			課	防災	担当	加藤 博道								
			係	消防担当	電話	内線2187								
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>											
	政策項目	O1 心ゆきかう あきしま（明るい地域社会の形成）			消防組織法 昭島市消防団条例									
	大項目	O2 ともに守る（安全・安心の確保）												
	中項目	O1 防災			事業期間<開始・終了予定>									
	予算科目（コード）	款	09	項	01	目	02	細目	001	細々目	01	年度	～	年度
事務事業概要	目的		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>											
	<対象は誰、何か>		消防団員としての任務を遂行するにあたり、防火防災に対する知識及び装備の充実ならびに災害現場活動能力の向上を図り、以って市民の生命、財産を守り、安全・安心な昭島市を構築する。											
	事業実施方法													
	■直接実施		□業務委託（委託先：）											
	□補助金（補助先：）		□その他（）											
	内容													
	○災害活動		災害発生が予測される場合の警戒及び火災等災害発生時における消火活動並びに市民の避難誘導等の実施。											
	○教育訓練		消防団員としての規律の確保をはじめ、災害現場活動における操法技術及び救急救命技術等の習得と向上のための訓練を実施。											
	○消防団行事		団員相互の親睦と福利厚生を図る。											
	○警戒活動		春・秋の火災予防運動期間中及び歳末特別警戒並びに地域主催の祭礼等において警戒活動を実施。											
	○防火→防災指導		自主防災組織への初期消火指導及び学校教育での防火→防災の授業へ参加し、講話等を実施。											
	細事業（主な事業内訳）		平成26年度決算額			備考（細事業内容についての補足）								
	報酬：消防団員報酬		9,726 千円			昭島市消防団条例第14条による報酬								
	報償費：消防団員家族報償		1,260 千円			団員一人（家族含）1,400円*90名*1回								
	報償費：記念品		244 千円			昭島市消防団条例第15条に基づく表彰記念品代								
旅費：出動手当		17,096 千円			2,900円*5,895人									
需用費：消耗品費		2,430 千円			貸与被服一式及び活動用消耗品									
需用費：燃料費		298 千円			消防車両（6台）燃料代及び詰所（4カ所）灯油代									
需用費：食糧費		238 千円			訓練等における弁当代									
需用費：車両修繕料		429 千円			消防車両（6台）の定期（12ヶ月・24ヶ月）検査代									
役務費：通信運搬料（郵便料）		22 千円			各種郵便料									
役務費：筆耕翻訳料		34 千円			感謝状及び表彰状の筆耕料									
役務費：保険料		246 千円			消防団員福祉共済制度掛金									
委託料：無線保守委託		370 千円			消防団無線保守点検委託料一式									
使用料及び賃借料：機械器具借上料		101 千円			消防団無線機借上料（23台）									
備品購入費：消防用器具		907 千円			消防ホース購入8本及び放送機器一式購入									
備品購入費：消防救急受令機		7,712 千円			デジタル化に伴い、車載型5台、携帯型43台を購入									
負担金補助及び交付金：東京市町村総合事務組合消防運営費負担金		2,685 千円			消防団員等公務災害補償事業等に係る負担金									
負担金補助及び交付金：昭島防火防災協会補助金		792 千円			前年度10月1日現在の人口（113092人）*7円									
負担金補助及び交付金：昭島市消防団分団研修補助金		585 千円			一個分団130,000円+参加団員一人1,000円									
負担金補助及び交付金：昭島市消防団運営交付金		2,700 千円			本部700,000円+四個分団*500,000円									
その他		4,013 千円			費用弁償・機械器具修繕料・上部団体負担金等									
		合計			51,888 千円									
事業の必要性		「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神で活動している消防団員は、市内で発生した災害（火災・水害等）の被害を最小限に食い止めるほか、市の総合防災訓練や自治会等が主催する防災訓練に参加し、防災意識の高揚を図り減災に努めている。また大地震等の同時多発災害時に、消防署、警察署等の機関だけではまかないきれない部分を補完する点からも有効である。なお、当該事業は、法令による義務事業である。												
関連事業		<ul style="list-style-type: none"> ・昭島市総合防災訓練 ・三市二署合同水防訓練（3年に一度当番市） 												

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト				
		平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
	直接事業費	43,043 千円	56,958 千円	51,888 千円	65,141 千円
	報酬	10,094 千円	千円	9,726 千円	10,094 千円
	賃金	千円	千円	千円	千円
	報償費	1,543 千円	千円	1,524 千円	1,546 千円
	需用費	2,582 千円	4,212 千円	3,424 千円	4,981 千円
	役務費	398 千円	千円	302 千円	395 千円
	委託料	370 千円	千円	370 千円	1,405 千円
	使用料及び賃借料	182 千円	千円	151 千円	182 千円
負担金、補助及び交付金	7,970 千円	千円	7,920 千円	8,013 千円	
扶助費	千円	千円	千円	千円	
その他	19,904 千円	32,189 千円	28,471 千円	38,525 千円	
人件費	16,320 千円	16,320 千円	16,220 千円	16,400 千円	
一般職員	2.0 人 16,320 千円	2.0 人 16,320 千円	2.0 人 16,220 千円	2.0 人 16,400 千円	
再任用職員	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	
総事業費	59,363 千円	73,278 千円	68,108 千円	81,541 千円	
財源内訳	財源内訳				
		平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
	国庫支出金	千円	千円	千円	8,500 千円
	(内容)				特定防衛施設周辺整備
	都支出金	千円	千円	3,319 千円	10,750 千円
	(内容)			消防団資機材・通信整備	消防団資機材・市町村
	その他特定財源	800 千円	千円	千円	千円
	(内容)	コミュニティ助成			
	一般財源	58,563 千円	73,278 千円	64,789 千円	62,291 千円
	財源合計	59,363 千円	73,278 千円	68,108 千円	81,541 千円
事業の実績と成果	事業実績				
	活動指標	平成26年度（当初）	平成26年度（補正後）	平成26年度（実績）	平成27年度（予定）
	①消防団出初式	90 人		79 人	90 人
	②ポンプ操法審査会	90 人		76 人	90 人
	③歳末特別警戒（3日間）	270 人		239 人	270 人
	単位当たりコスト				
	災害・訓練出動の一回あたり	2,900 円	円	2,900 円	2,900 円
	成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）	<p>○出初式を毎年会場を変えて実施。平成26年度は、つつじが丘南小学校を会場とし、多くの見学者（約280人）に訪れていただき地域の防火防災の啓発を図った。</p> <p>○火災現場において、迅速、安全に消火活動を行えるよう消防団員の技術向上を目的とし、ポンプ操法審査会を毎年実施。このことにより、火災現場（火災件数31件）における消防団員（出動人員786人）の負傷者は無く、消防団員の技術向上が図られた。</p> <p>○毎年12月28日から30日まで歳末特別警戒を実施。警戒期間中、市内全域を消防ポンプ車4台、消防団員239名で広報活動を実施し、警戒期間中、火災は発生しなかった。</p>			
	課題	<p>○消防団員のサラリーマン化</p> <p>○団員の高齢化</p> <p>○活動経験の浅い団員への災害活動時における技術習得</p> <p>○消防資機材の老朽化の更新及び計画的な消防資機材の購入</p> <p>○各団等との連携調整</p>			
	自己評価	<p>平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年2月に消防団装備の基準が改定され、装備品及び資機材の充実は不可欠なことから、経費削減は難しいところがあり、計画的な取り組みが必要である。また、災害活動等の遂行にあたり、自主防災組織、教育機関、企業との連携を深めることが重要となることから、課題は多いと考えている。</p>			
比較参考値					
備考					

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	消防団活動事業		部	総務部	課長	永井 慎一						
			課	防災課	担当	加藤 博道						
			係	消防担当	電話	内線2187						
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>									
	政策項目	01 心ゆきかう あぎしま（明るい地域社会の形成）	消防組織法 昭島市消防団条例									
	大項目	02 とともに守る（安全・安心の確保）	法令による事業実施義務									
中項目	01 防災											
個別計画（年度）					<input checked="" type="checkbox"/> 義務（ <input type="checkbox"/> 市上乘せあり）							
予算科目コード	款	09	項	01	目	02	細目	001	細々目	01	<input type="checkbox"/> 任意（ <input type="checkbox"/> 都補助等あり）	
事務事業概要	目的											
	<対象は誰、何か>						<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	消防団員						消防団員としての任務を遂行するにあたり、防火防災に対する知識及び装備の充実ならびに災害現場活動能力の向上を図り、以って市民の生命、財産を守り、安全・安心な昭島市を構築する。					
	実施内容						実績・成果					
	○災害活動 災害発生が予測される場合の警戒及び火災等災害発生時における消火活動並びに市民の避難誘導等の実施。 ○教育訓練 消防団員としての規律の確保をはじめ、災害現場活動における操法技術及び救急救命技術等の習得と向上のための訓練を実施。 ○消防団行事 団員相互の親睦と福利厚生を図る。 ○警戒活動 春・秋の火災予防運動期間中及び歳末特別警戒並びに地域主催の祭礼等において警戒活動を実施。						火災、風水害時の活動はもとより、消防署と緊密に連携し住宅防火診断の実施など、地域住民への防火防災意識の啓発に努めた。また、自治会が主催する防災訓練に参加し、初期消火の指導を行い地域に密着した活動を実施した。 なお、平成26年度の火災発生51件と昨年度より23件増加してしまった。					
	コスト											
			(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>				
	直接事業費		千円	66,234	43,043	51,888	65,141	都支出金				
	財源内訳	国庫支出金	千円	7,111			8,500	・防災関連通信整備費補助金				
		都支出金	千円	9,939			3,319	・消防団資機材整備費補助金				
地方債		千円										
その他特定財源		千円	4,333	800								
一般職員人件費		千円	16,400	16,320	16,220	16,400						
人工数		人	2.00	2.00	2.00	2.00						
再任用職員人件費		千円										
人工数		人										
総事業費		千円	82,634	59,363	68,108	81,541						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による											
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3	
	判断理由						判断理由					
	「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神で活動している消防団員は市内で発生した災害（火災・水害等）の被害を最小限に食い止めるほか、市の総合防災訓練や自治会等が主催する防災訓練に参加し、防災意識の高揚を図り減災に努めている。また大地震等の同時多発災害時に、消防署、警察等の機関だけではまかないきれない部分を補充する点からも有効である。当該事業は、法令による義務事業である。						消防団員が消防業務を適正かつ能率的に遂行するにあたり、現状での実施方法が最適である。					
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				3	
判断理由						判断理由						
団員数の減少が一時期みられたが、自治会主催行事等へ積極的に参加するなど、地域との連携や交流を深めることにより、団員数の増加に繋がった。また、団員数が確保されたことにより消防業務の向上が図られ、目的は概ね達成された。						消防業務の遂行にあたり、装備品及び資機材の充実は不可欠なことから、経費削減は難しいところがある。今後、装備品及び資機材の充実を図るうえにおいては、団員の協力を得た中で、計画的な取り組みが必要である。						
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成28年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し				○消防団員のサラリーマン化			平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年2月に消防団装備の基準が改定され、新たな基準に拠る、消防資器材の充実強化が検討課題である。				
	B コスト改善に向けて実施方法を見直し				○団員の高齢化			これらを踏まえ、消防装備品等の充実強化を図り、以て市民の生命・財産を守るため、団員の協力を得ながら、引き続き消防団資器材の計画的な更新及び配備を図る。				
	C 抜本的な見直し				○活動経験の浅い団員への災害活動時における技術習得							
	D 縮小・廃止				○消防資機材の老朽化の更新及び計画的な消防資機材の購入							
	E 現状を維持				○各団等との連携調整							

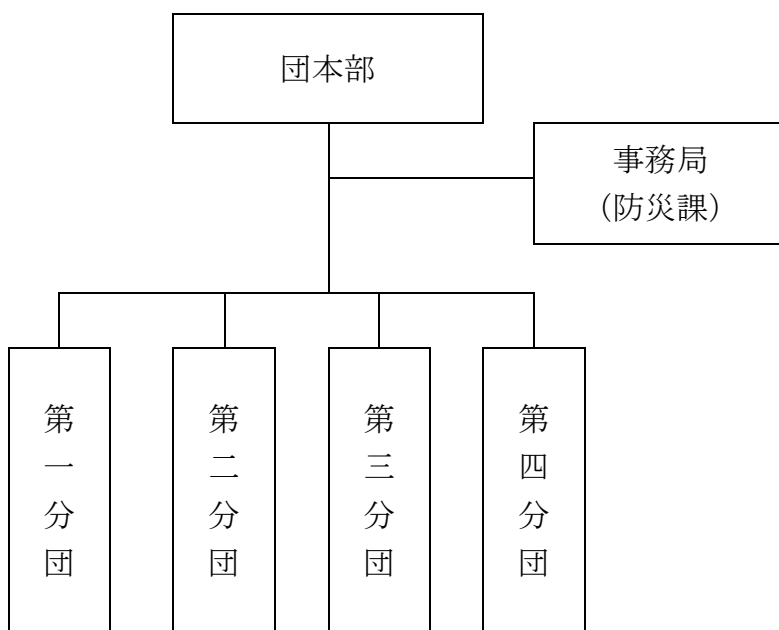
昭島市消防団の概要について

1 昭島市消防団の沿革

昭和 29 年 5 月 1 日、昭島市の誕生に伴い昭和町消防団と拝島村消防団は、それぞれ昭島市東部消防団、昭島市西部消防団として、20 箇分団、団員 410 名で発足。その後、昭和 33 年 4 月 1 日、発展的に統合され、12 箇分団、団員 245 名をもって昭島市消防団と改称されました。昭和 35 年 4 月 1 日、消防事務委託に伴い、現在の礎である 1 団本部及び 4 箇分団の組織体系となりました。また、平成 21 年 12 月 1 日、女性消防団員の登用を図るとともに、平成 22 年 4 月 1 日付け、条例定数 84 名から、90 名に条例改正をしました。

現在、団員 89 名（女性団員 6 名）が「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神のもと、市民の生命と財産を守るため、昼夜の訓練に励み、昭島市の「安全・安心なまちづくり」の一翼を担い、地域社会の防火防災活動の中核として活動しています。

2 組織体系



3 組織人員（条例定数 90 名）

○団本部（定数 10 名）

団長 1 名、副団長 3 名、本部団員 6 名（女性団員） 計 10 名

○各分団（定数 20 名）

第一分団長 1 名、副分団長 1 名、部長 2 名、班長 2 名、分団員 14 名 計 20 名

第二分団長 1 名、副分団長 1 名、部長 2 名、班長 2 名、分団員 14 名 計 20 名

第三分団長 1 名、副分団長 1 名、部長 2 名、班長 2 名、分団員 14 名 計 20 名

第四分団長 1 名、副分団長 1 名、部長 2 名、班長 2 名、分団員 13 名 計 19 名

団員数：89 名（平成 27 年 9 月 1 日現在）

4 施設・装備品

○施設

分団詰所（器具置場） 4 棟

○装備品

団本部指揮車 1 台

消防ポンプ自動車 3 台

化学消防ポンプ自動車 1 台 ※第三分団

広報車 1 台

可搬ポンプ 1 2 台

救助資機材セット 1 2 袋

消防団無線 3 2 台

消防救急受令機 4 8 台

発電機 8 台

投光器 1 2 台

消火用資機材 各種

救助用担架 8 台

4 消防団年間行事

4月	教育訓練〈新入団員及び三年未満の団員を対象とした規律等を学ぶ訓練。〉
5月	合同水防訓練〈消防署、近隣二市と協力し多摩川の氾濫による水害を防ぐ訓練。〉
6月	ポンプ操法審査会〈分団の消防ポンプ操法を競い合います。〉
	国立・昭島合同幹部訓練〈国立市消防団と合同で幹部団員の消防技術向上を図る訓練。〉
8月	昭島市民くじら祭〈打上げ花火の場内警戒やパレードに参加します。〉
	総合防災訓練〈震災を想定し、避難所となる学校で各種の訓練を実施します。〉
9月	北多摩地区消防大会〈北多摩地区消防団連絡協議会17市参加の消防大会〉
11月	秋の火災予防運動〈火災予防パレード及び火災予防広報活動を実施します。〉
12月	歳末特別警戒〈各分団の担当区域を巡回し、年末の火災予防広報を実施します。〉
1月	昭島市消防団出初式〈新春年頭に消防団の消防演技等をお披露目します。〉
3月	春の火災予防運動〈住宅防火診断、火災予防広報活動を実施します。〉

【その他】

- 自治会主催防災訓練及び祭礼警戒等地域の行事へ各分団が参加。
- 消防署との連携訓練及び各分団で火災想定訓練等を実施。
- 毎月2回、ポンプ車及び消防資機材の点検を実施。
- 市主催のスタンドパイプ操作講習会で操作指導を実施。
- 東京都消防訓練所実施の専科教育訓練へ派遣。

事務事業外部評価対象事業（消防団活動事業）への質問について

① 昭島消防署との役割分担・連携はどのようになっていますか？

火災発生時・平時別

○火災発生時における昭島消防署との役割分担・連携について

火災現場において、消防団、消防署隊が独自の活動をしては、迅速・的確な消火活動ができません。

このため、消防団は消防署隊の指揮のもと、消火活動を行います。

消防署隊は、逃げ遅れ、救助者の捜索など、救助活動を最優先で行うとともに、消火活動を実施します。

消防団は、消火活動の実施とともに、救助者の搬送、延焼拡大防止活動、夜間であれば投光活動等を行い、消防署隊の後方支援活動を実施しています。

また、火災は消防ポンプ自動車が入って行けないような場所でも発生します。

このような場所においては、消防用ホースを連結させ、消火活動に必要な水を確保し、消防署隊へ送水をします。

火災現場では、指揮命令系統の確立及び連携を図ることによって、迅速且つ的確な消火活動につながっています。

○平時の役割分担・連携について

消防団員は、本業に就いていることから、基本的には、日中の防火防災の啓発活動等については消防署で対処していただき、消防団は土日や夜間において、防火防災の啓発活動等に務めています。

地域主催の防災訓練においては、消防署と連携し、初期消火訓練や応急救護訓練、起震車、スタンドパイプの操作などの指導を行っています。

また、春・秋の火災予防運動期間や歳末特別警戒においても、連携を図り、住宅防火診断の実施及び市内の火災予防広報に努めています。

② 消防団本部の役割とは？

- 消防団運営及び活動方針の決定
 - 災害現場等における各分団員への指揮命令
 - 各分団の訓練等における教育指導
 - 各団体主催の会議への出席
- などが、主な役割

③ 組織人員定数90名とした理由は？

- ・昭和29年5月1日、昭和町と拝島村が町村合併を実施し、昭島市として施行するに伴い、昭和町消防団と拝島村消防団はそれぞれ、昭島市東部消防団、昭島市西部消防団として、20箇分団、410名をもって新たに発足。
- ・昭和33年4月1日、昭島市東部消防団と昭島市西部消防団は発展的に統合され、12箇分団、団員245名をもって、昭島市消防団と改名。
- ・昭和35年3月31日、昭島市消防団はこれまでの組織を解体し、それと併せ、消防団員定数を82名とする等、昭島市消防団条例の一部を改正し、同年4月1日、東京都へ消防事務を委託することにより、消防団組織を本団及び4箇分団として新たに設置。
- ・昭和37年4月1日より副団長の定員が2名となり、消防団員定数が83名となる。
- ・昭和51年4月1日より副団長が3名制となり、消防団員定数が84名となる。
- ・平成22年4月1日、女性消防団員枠を確保するため、条例定数84名から90名へ改正し、現在に至っております。

原因別出火件数

主な出火原因	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	原因別件数
放火・放火の疑い	15	23	12	12	19	20	23	21	22	20	187
火遊び	1	0	1	0	3	2	2	1	1	4	15
たばこ	13	5	1	5	2	5	8	4	6	12	61
ガスこんろ	1	2	4	3	2	8	5	5	4	3	37
たき火	0	1	2	1	1	2	1	1	0	3	12
風呂がま(家庭)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
溶接器	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
石油ストーブ等	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
花火	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	4
マッチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガスストーブ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
電気ストーブ	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4
コード	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3
取灰	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
煙突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ焼却炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ライター	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
電気こんろ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
配電線	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
柱上低圧開閉器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型ガスレンジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ローソク	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4
蚊取線香	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
漏電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内線	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3
テレビ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
白熱灯スタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光灯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コンデンサ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型ガスこんろ	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3
ガスバーナー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火のついた紙	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
電気冷蔵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モータ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他(分類不能)	16	5	11	5	11	15	7	13	8	8	99
火災件数	52	37	31	29	41	60	52	50	43	58	453

分団別出動件数

	火災件数	本部		第一分団		第二分団		第三分団		第四分団		合計	
平成17年	50 件	38 件	80 人	38 件	328 人	41 件	420 人	39 件	572 人	41 件	278 人	197 件	1,678 人
平成18年	47 件	41 件	72 人	36 件	321 人	35 件	329 人	43 件	558 人	40 件	258 人	195 件	1,538 人
平成19年	41 件	24 件	40 人	27 件	216 人	29 件	301 人	25 件	334 人	27 件	159 人	132 件	1,050 人
平成20年	59 件	35 件	69 人	32 件	245 人	38 件	371 人	35 件	426 人	31 件	168 人	171 件	1,279 人
平成21年	52 件	35 件	64 人	34 件	239 人	38 件	400 人	38 件	473 人	38 件	224 人	183 件	1,400 人
平成22年	38 件	33 件	72 人	26 件	220 人	29 件	279 人	27 件	359 人	25 件	161 人	140 件	1,091 人
平成23年	33 件	31 件	65 人	25 件	204 人	31 件	291 人	27 件	300 人	23 件	137 人	137 件	997 人
平成24年	38 件	29 件	74 人	31 件	289 人	28 件	220 人	28 件	272 人	24 件	171 人	140 件	1,026 人
平成25年	28 件	27 件	61 人	27 件	223 人	24 件	199 人	24 件	217 人	20 件	133 人	122 件	833 人
平成26年	51 件	22 件	44 人	23 件	247 人	17 件	113 人	23 件	260 人	20 件	122 人	105 件	786 人
平均	43.7 件	31.5 件	64.1 人	29.9 件	253 人	31 件	292 人	30.9 件	377 人	28.9 件	181 人	152 件	1,168 人

平成26年度 三多摩地区（26市）消防団階級別報酬一覧

階級 市名		団長	副団長	本部補佐	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	機能別 団員	災害支援 団員
1	八王子市	326,000	248,000	—	172,000	126,000	108,000	—	93,000	85,000	—	—
2	立川市	360,000	264,000	—	161,800	120,900	107,600	—	98,000	93,500	—	—
3	武蔵野市	340,200	250,800	—	177,100	129,600	111,200	—	95,700	83,600	—	—
4	三鷹市	320,400	240,000	—	172,800	133,200	116,400	—	116,400	100,800	—	—
5	青梅市	348,000	278,000	—	202,500	154,000	132,000	—	81,000	70,500	—	—
6	府中市	432,000	336,000	—	240,000	180,000	156,000	—	144,000	132,000	—	—
7	昭島市	357,300	261,900	—	176,100	136,200	114,000	—	104,700	96,000	—	—
8	調布市	363,600	272,400	—	180,000	133,200	112,800	—	104,400	96,000	—	—
9	町田市	365,000	270,000	206,000	185,000	140,600	117,800	107,000	107,000	103,000	—	—
10	小金井市	468,000	360,000	—	216,000	180,000	168,000	—	156,000	144,000	—	—
11	小平市	480,000	384,000	—	258,000	210,000	186,000	—	186,000	174,000	—	—
12	日野市	252,000	186,000	144,000	120,000	108,000	84,000	72,000	60,000	60,000	—	—
13	東村山市	436,800	369,600	—	253,200	165,600	129,600	—	123,600	117,600	—	—
14	国分寺市	336,000	264,000	—	180,000	138,000	126,000	—	—	114,000	—	—
15	国立市	312,000	219,600	—	128,400	65,400	—	—	64,200	63,000	—	—
16	福生市	280,000	224,000	—	162,000	123,000	109,000	—	74,000	64,000	—	—
17	狛江市	403,200	289,200	—	198,000	139,200	112,800	—	103,200	98,400	—	—
18	東大和市	303,000	228,000	—	160,000	111,000	91,000	—	82,000	76,000	—	—
19	清瀬市	295,000	260,000	—	185,000	155,000	125,000	—	120,000	110,000	—	—
20	東久留米市	319,500	241,500	—	155,500	117,000	95,000	—	—	87,000	—	—
21	武蔵村山市	305,000	237,000	—	155,000	102,000	85,000	—	81,000	76,000	—	—
22	多摩市	320,600	240,500	—	164,200	120,200	95,500	—	86,900	80,200	—	—
23	稲城市	298,000	224,000	—	156,000	111,000	89,000	—	80,500	75,000	—	17,000
24	羽村市	290,000	220,000	—	154,000	114,000	89,000	—	77,000	65,500	—	—
25	あきる野市	296,500	226,500	—	162,000	108,000	90,000	80,000	72,000	63,500	15,000	—
26	西東京市	360,000	264,000	—	180,000	138,000	120,000	—	108,000	102,000	—	—
最大値		480,000	384,000	206,000	258,000	210,000	186,000	107,000	186,000	174,000	15,000	17,000
最小値		252,000	186,000	144,000	120,000	65,400	84,000	72,000	60,000	60,000	15,000	17,000
平均		344,927	263,808	175,000	179,023	133,042	114,828	86,333	100,775	93,485	15,000	17,000

(2) 自治会等補助事務

市民部 生活コミュニティ課

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート①（平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名	自治会等補助事務						担当部署	部	市民部	課長	小松 慎
									課	生活コミュニティ課	担当	小池 和明
									係	市民活動推進係	電話	内線2275
		第5次総合基本計画における位置付け						実施根拠＜法令、要綱等＞				
	政策項目	01	心ゆきかう あきしま（明るい地域社会の形成）				各種補助金交付要綱					
	大項目	01	人と人をつなぐ（コミュニティとネットワークの推進）									
	中項目	01	コミュニティ				事業期間＜開始・終了予定＞					
	予算科目（コード）	款	02	項	01	目	14	細目	002	細々目	02	年度～年度
事務事業概要	目的											
	＜対象は誰、何か＞	単一自治会及び昭島市自治会連合会					＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞ 市内の単一自治会及び昭島市自治会連合会が行う事業等に要する経費に対して補助し、地域住民の親睦及び福祉の増進を図る。					
	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託（委託先： _____）											
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先：単一自治会及び昭島市自治会連合会） <input type="checkbox"/> その他（ _____）											
	内容											
	○単一自治会への補助（自治会数は100）											
	○昭島市自治会連合会への補助											
	○単一自治会の集会所借地料等の補助											
	○単一自治会が所有する集会施設の整備に対する補助											
	○単一自治会が維持管理する防犯灯の電気料金に対する補助											
		細事業（主な事業内訳）	平成26年度決算額		備考（細事業内容についての補足）							
		負担金、補助及び交付金：自治会補助金	7,939 千円		単一自治会補助金（100自治会）							
		負担金、補助及び交付金：自治会連合会補助金	5,050 千円		昭島市自治会連合会補助金 千円 自治会掲示板新規設置補助金、自治会掲示板板面交換補助金、 千円 自治会連合会による防災対策事業への補助金							
		負担金、補助及び交付金：自治会集会所借地料等補助金	2,165 千円		自治会費用負担の土地又は家屋に対する補助金（15団体）、 千円 自治会費用負担の土地又は家屋に対する補助金（集会施設のない自治会）（21団体）							
		負担金、補助及び交付金：自治会集会施設整備費補助金	426 千円		自治会集会施設整備補助金							
	負担金、補助及び交付金：自治会等防犯灯維持管理費補助金	2,427 千円		自治会等防犯灯電気代補助金（5団体）								
	合計	18,007 千円										
事業の必要性												
地域コミュニティの活性化については、自治会の活発な活動が欠かせない。また、その活動へ支援することは、行政と地域の連携に必要不可欠である。												
関連事業												
コミュニティ協議会補助金（生活コミュニティ課）												

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コスト	コスト			
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
直接事業費	17,842 千円	18,304 千円	18,007 千円	19,184 千円
報酬	千円	千円	千円	千円
賃金	千円	千円	千円	千円
報償費	千円	千円	千円	千円
需用費	千円	千円	千円	千円
役務費	千円	千円	千円	千円
委託料	千円	千円	千円	千円
使用料及び賃借料	千円	千円	千円	千円
負担金、補助及び交付金	17,842 千円	18,304 千円	18,007 千円	19,184 千円
扶助費	千円	千円	千円	千円
その他	千円	千円	千円	千円
人件費	8,976 千円	8,976 千円	8,921 千円	9,020 千円
一般職員	1.1 人 8,976 千円	1.1 人 8,976 千円	1.1 人 8,921 千円	1.1 人 9,020 千円
再任用職員	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円
総事業費	26,818 千円	27,280 千円	26,928 千円	28,204 千円
財源内訳				
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
国庫支出金	千円	千円	千円	千円
(内容)				
都支出金	千円	千円	千円	千円
(内容)				
その他特定財源	1,400 千円	1,400 千円	1,400 千円	1,700 千円
(内容)	自治総合センターコミュニティ助成金	自治総合センターコミュニティ助成金	自治総合センターコミュニティ助成金	自治総合センターコミュニティ助成金
一般財源	25,418 千円	25,880 千円	25,528 千円	26,504 千円
財源合計	26,818 千円	27,280 千円	26,928 千円	28,204 千円
事業実績				
活動指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①自治会加入率	40.4 %	40.1 %	39.8 %	38.6 %
②	千円		千円	千円
③				
単位当たりコスト				
	円	円	円	円
成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）				
○自治会連合会の事業	自治会の加入率低下(平成26年4月現在39.8%)に対して、自治会連合会も加入率向上について様々な対策を実施している。			
	①新任自治会長説明会の開催、②自治会長研修会の開催、③自治会長交流会の開催、④「昭島くじら祭」会場及び市役所1階市民ロビーで加入促進活動を実施、⑤会員特典制度の開始、⑥不動産業界団体と加入促進についての協定書を締結、など。			
課題	○単一自治会への補助については、各自治会、自己資金の少ない中で地域の課題解決や防災対策等様々な活動を行っている。しかしながら、加入率の低下や役員不足から、さらなる支援についての要望がある。 ○財政的な支援の他に、自治会集会施設や倉庫の設置場所の提供要望も出てきている。 ○防犯灯の電気料については、近年の電気料金の値上げから、補助額が予算を上回ってしまっている。			
自己評価	単一自治会及び自治会連合会は、行政と地域を結び役割を担っており、大変重要な組織である。また、災害時の近所同士の共助や高齢者の見守りについても欠かせない。 このような活動を続けていくには、自治会の活発な活動が欠かせない。 このようなことから、その活動へ支援することは、とても必要なことだと考える。			
比較参考値				
備考				

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	自治会等補助事務		部	市民部		課長	小松 慎				
			課	生活コミュニティ課		担当	小池 和明				
			係	市民活動推進係		電話	内線2275				
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	01	心ゆきかう あぎしま（明るい地域社会の形成）			各種補助金交付要綱					
	大項目	01	人と人をつなぐ（コミュニティとネットワークの推進）			法令による事業実施義務					
中項目	01	コミュニティ			<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり <input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり						
個別計画（年度）											
予算科目コード	款	02	項	01	目	14	細目	002	細々目	02	
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	単一自治会及び自治会連合会					市内の自治会及び自治会連合会が行う事業等に要する経費に対し補助し、地域住民の親睦及び福祉の増進を図る。					
	実施内容										
	①自治会補助金					自治会数 100					
	②自治会連合会補助金					加入世帯数 20,520					
	③自治会集会所借地料等補助金					①交付額 7,939,200円					
	④自治会集会施設整備費補助金					②交付額 5,050,547円					
	⑤自治会等防犯灯維持管理費補助金					③交付額 2,164,694円					
						④交付額 425,694円					
					⑤交付額 2,427,289円						
					交付額合計 18,007,424円						
コスト											
		(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>				
直接事業費		千円	16,750	17,842	18,007	19,184	その他特定財源 ・自治総合センターコミュニティ助成金				
財源内訳	国庫支出金	千円									
	都支出金	千円									
	地方債	千円									
	その他特定財源	千円	1,300	1,400	1,400	1,700					
一般職員人件費	千円	9,020	8,976	8,921	9,020						
人工数	人	1.10	1.10	1.10	1.10						
再任用職員人件費	千円										
人工数	人										
総事業費	千円	25,770	26,818	26,928	28,204						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			4		②妥当性（実施方法は妥当であるか）			2		
	判断理由	様々な地域課題に取り組む自治会に対する各種の補助金の交付は、地域活動の活性化にとって必要な事業である。				判断理由	地域コミュニティの活性化については、自治会の活発な活動が欠かせない。また、その活動へ支援することは、行政と地域の連携に必要不可欠である。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4		④効率性（効率的に実施できたか）			3		
	判断理由	地域コミュニティの形成や活性化に自治会活動は有効であるが、地域住民の関係が希薄化し、自治会加入率の低下等もあり、加入率増加が今後の課題になる。				判断理由	補助金申請等の必要手続き（書類等）の簡略化等を検討する必要がある。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成28年度予算編成における具体的な取組			
					自治会及び自治会連合会は、行政と地域を結ぶ役割を担っており大変重要である。今後も支援を継続していく必要がある。			特に無し。			
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し										
	B コスト改善に向けて実施方法を見直し										
	C 抜本的な見直し										
	D 縮小・廃止										
E 現状を維持											

単一自治会補助金交付実績一覧

	内 容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	自治会数	97	99	99	99	100	100	(単位:団体)
	補助金額	8,172,300	8,161,116	8,206,600	8,051,300	8,048,300	7,939,200	(単位:円)

【資料2】

昭島市自治会連合会補助金交付実績一覧

(単位:円)

内 容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
昭島市自治会連合会補助金	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	
自治会掲示板新設費					1,303,050	1,404,000	
掲示板板面交換費						846,547	
防災活動費						500,000	
50周年記念行事費	1,500,000						
合 計	3,800,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	3,603,050	5,050,547	

単一自治会集会所借地料等補助金交付額一覧

(単位:円)

ブロック	自治会名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	東町第五自治会		10,503	14,004	14,004	14,004	14,004
	東町東町会	126,325	126,325	110,235	110,235	110,235	109,011
	東町中央自治会	47,213	47,213	48,351	49,490	49,490	49,463
3	八清親和会	149,016	149,016	149,016	146,723	146,723	146,723
4	富士見町会自治会	76,988	78,271	78,271	72,690	72,690	72,690
6	六親自治会	32,811	32,823	32,823	33,947	33,947	34,394
10	拝島町東自治会	36,407	36,407	35,057	34,608	34,608	34,320
	森ノ上町会	185,831	185,831	185,831	185,831	185,831	185,831
11	富士見坂自治会	189,372	189,372	189,372	189,372	189,372	189,372
	拝島駅前自治会	172,488	167,182	165,115	163,124	163,124	175,976
	緑ヶ丘自治会	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600
	小荷田自治会		68,056	67,747	67,747	67,747	67,740
12	美野里会	33,391	33,390	33,390	33,390	33,391	33,391
	互助会	33,390	33,391	33,390	33,390	33,390	33,390
	多摩野会	33,390	33,390	33,391	33,390	33,390	33,390
	八八会	33,390	33,390	33,390	33,391	33,390	33,390
	堀向自治連合会	133,561	133,561	133,561	133,561	133,561	133,561
15	昭文自治会				56,641	101,448	101,448
	むさしの自治会	12,561	12,561	12,561	12,561	12,561	12,561
合 計		1,292,173	1,366,721	1,351,544	1,400,134	1,444,941	1,456,694

単一自治会集会所のない自治会への補助金交付額一覧

(単位:円)

ブロック	自治会名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	東町親睦会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	郷地住宅自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
2	栄町自治会	24,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
4	新栄会	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
5	泉自治会	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
6	朝日町共栄自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	中神駅前親交自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
8	光華小前自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	あさひ自治会	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
9	上川原自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	仲よし自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
10	栗の沢自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
11	小荷田自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
15	中神団地自治会	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	昭文自治会	36,000	36,000	36,000	36,000		
	日の出自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	文化自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	ブルーミングガーデン昭島自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
17	つつじが丘東自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	つつじが丘西自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
19	つつじが丘北自治会	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	AYUMO CITY昭島自治会						36,000
合 計		696,000	708,000	708,000	708,000	672,000	708,000

※第15ブロック 82昭文自治会については、平成24年12月をもって会館を新築、借地料を支払っている為「集会所のない自治会への補助金」から「集会所借地料等補助金」に変更。
平成24年度は月割りとし、平成25年度から全額支給とする

単一自治会集会施設整備補助金交付実績一覧

年度	No.	自治会名	工事名	補助額	備考
21	1	松原自治会	松原自治会館新築工事	5,000,000円	工事費の1/2
	2	森ノ上町会	森ノ上公会堂外壁塗装工事	745,500円	工事費の1/2
	3	緑ヶ丘自治会	緑ヶ丘自治会館トイレ修繕工事	490,486円	工事費の1/2
	3自治会			6,235,986円	
22	1	富士見町会自治会	富士見町会自治会館改修工事	339,150円	工事費の1/2
	2	坂上自治会	坂上自治会館外壁塗装工事	371,175円	工事費の1/2
	3	宮沢自治会	宮沢公会堂改修工事	204,750円	工事費の1/2
	4	東町第五自治会	東町第五自治会集会所新築工事	2,500,000円	工事費の1/2
	5	富士見坂自治会	富士見坂自治会館床改修工事	160,000円	工事費の1/2
5自治会			3,575,075円		
23	1	中宿自治会	中宿公会堂ビルトイン型空調設備の改修工事	387,975円	工事費の1/2
	2	富士見坂自治会	富士見坂自治会館トイレ改修工事	881,397円	工事費の1/2
	3	東町中央自治会	東町中央自治会集会所改修工事	437,976円	工事費の1/2
3自治会			1,707,348円		
24	1	八清親和会	八清親和会会館床・ガス配管改修工事	175,910円	工事費の1/2
	2	東中神睦会	東中神睦会館屋根等改修工事	183,750円	工事費の1/2
	3	富士見坂自治会	富士見坂自治会館広間床改修工事	309,487円	工事費の1/2
	4	中神自治会	中神自治会館改修工事	955,000円	工事費の1/2
	5	昭文自治会	昭文自治会館新築工事	6,500,000円	工事費の3/5 宝くじ助成利用
5自治会			8,124,147円		
25	1	田中町自治会	田中町自治会館床・台所改修工事	748,029円	工事費の1/2
	1自治会			748,029円	
26	1	上川原自治会	上川原自治会16区集会所改修工事	180,993円	工事費の1/2
	2	八清親和会	八清親和会館空調設備改修工事	244,701円	工事費の1/2
2自治会			425,694円		

防犯灯維持管理費補助金交付実績一覧

(単位:円)

ブロック	自治会名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
3	東中神公団自治会	298,569	285,739	298,989	366,109	388,364	419,023	
16	昭島田中町住宅自治会	611,808	573,732	623,559	752,429	925,350	1,014,764	
17	つつじが丘東自治会	139,929	129,282	139,755	172,316	199,280	213,595	
	つつじが丘西自治会	419,969	360,894	347,107	400,679	483,826	522,648	
19	つつじが丘北自治会	166,653	151,560	165,231	187,410	237,590	257,259	
合 計		1,636,928	1,501,207	1,574,641	1,878,943	2,234,410	2,427,289	

昭島市自治会及び自治会連合会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、昭島市の地域住民の親睦及び福祉の増進を図るため、市内に組織する自治会及び自治会連合会が行う各種事業等に要する経費に対し交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、市内に組織する自治会であって、昭島市自治会連合会に加盟するもの及び昭島市自治会連合会（以下「自治会等」という。）が主催又は他の団体と協同で実施する次に掲げる事業等及び市長が必要かつ適当と認めたものとする。

- (1) 自治会等が年次計画に基づき行う事業
- (2) 自治会の指導育成に関する事業
- (3) 自治会等の運営に要する経費

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内とし、市長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等があるときは、自治会等補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に申請させなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、速やかに補助金の交付額を決定し、自治会等補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付の請求をしようとするときは、市長は、自治会等補助金請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）により請求させなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 市長は、補助金を交付した自治会等が補助事業等を終了したときは、速やかに当該自治会等から自治会等補助事業実績報告書（第4号様式）に事業結果報告書及び収支決算書を添えて報告させなければならない。

(検査及び報告)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を交付した自治会等に対し、補助事業等の遂行状況及び経理について検査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けようとし、又はすでにその交付を受けた自治会等が、つぎの各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業等の執行額が補助額に達しなかった場合
(その他)

第11条 補助金の交付にあつては、この要綱の定めるもののほか、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和44年昭島市規則第19号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年5月18日から実施し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年4月1日からこの要綱の実施日の前日までに、改正前の昭島市自治会連合会補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

自治会が費用負担する土地又は家屋等に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が自治会活動のために費用負担する土地又は家屋等に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 補助対象となる物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 所有者と契約により自治会が継続的に利用する土地又は家屋
- (2) 前号に該当する土地又は家屋を利用する自治会が所有する倉庫（面積が15平方メートル以上のものに限る。）

(補助金の額)

第3条 前条の対象物件に対する補助金の額は、次に定める基準により毎年度予算の範囲内で定める額とする。ただし、補助金の額が30万円を超えるときは、30万円を限度とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第343条及び第702条の規定に基づき固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が課せられるものにあつては、固定資産税等の額に相当する金額（自治会の費用負担額が固定資産税等の額に満たないものにあつては、当該費用負担額に相当する金額）
- (2) 国有地若しくは所有地又は市有地を賃借している自治会にあつては、当該費用負担額の2分の1に相当する金額

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会が費用負担する土地又は家屋等に対する補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、毎年1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者との契約を証する書類の写し
- (2) 所有者に支払った前年1月から12月までの支払を証する書類の写し

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、自治会が費用負担する土地又は家屋等に対する補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(補助金の交付請求)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会は、速やかに補助金交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は前条の補助金交付請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付を受けた自治会は、当該年度の事業が終了したときは、自治会が費用負担する土地又は家屋等に対する補助金実績報告書（第 4 号様式）により毎年 3 月末日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は補助金の交付を受けた自治会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の自治会が費用負担する土地又は家屋等に対する補助金交付要綱の規定は、同日以後に補助金の交付申請があるものについて適用し、同日前に交付申請があったものについては、なお従前の例による。

集会施設を有しない自治会に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、集会施設を有しない自治会が自治会活動のために確保する施設等の利用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第 2 条 補助金の対象は、集会施設を有しない自治会が自治会活動のための施設を借用する経費等とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次に定める額とする。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 会員数が 50 世帯未満の自治会 | 年額 24,000 円 |
| (2) 会員数が 50 世帯以上の自治会 | 年額 36,000 円 |

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に自治会集会施設利用状況報告書（第 2 号様式）を添付し、毎年 1 月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により通知する。

(補助金の交付請求)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会は、速やかに補助金交付請求書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は前条の補助金交付請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付を受けた自治会は、当該年度の事業が終了したときは、補助金実績報告書（第 5 号様式）により毎年 3 月末日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は補助金の交付を受けた自治会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金等の予算の執行に関する規則（昭和 44 年昭島市規則第 19 号）及びこの要綱に違反したとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、同日以後に補助金の交付申請があるものについて適用し、同日前に交付申請があったものについては、なお従前の例による。

自治会集会施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が地域住民の集会、催物その他住民の福祉の増進を図るために設置する集会施設（以下「集会施設」という。）の新設、増改築、修繕（施設の本体部分に限る。以下同じ。）若しくは便所水洗化（新設又は改造工事に限る。以下同じ。）又は防音工事等を行う経費に対し、市が当該自治会に自治会集会施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 この補助金の対象は、次の各号のいずれかに掲げる工事とし、かつ、工事に要する経費（以下「工事費」という。）が30万円以上（便所水洗化工事を除く。）で当該工事を行う自治会において工事費の財源が確実に措置できるものとする。

- (1) 自治会が所有する集会施設又は市長が必要と認める集会施設の新設、増改築、修繕又は便所水洗化の工事（以下「国庫補助対象外工事」という。）
- (2) 自治会が所有する集会施設又は市長が必要と認める集会施設を防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律101号）第8条の規定により、国庫補助金の交付を受けて行う防音工事（設計費等を含む。）及び当該工事と併せて行う工事（設計費等を含む。）
(以下「国庫補助対象工事」という。)

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる基準により算出した額の範囲内とする。

- (1) 国庫補助対象外工事については、工事費の2分の1以内の額とし、その額が500万円を超えるときは、500万円を限度とする。
 - (2) 国庫補助対象工事については、国庫補助金の交付を受ける額とする。ただし、当該工事費から国庫補助金の交付を受ける額を減じた額が30万円を超えたときは、その額の2分の1以内の額（500万円を限度とする。）を国庫補助金の交付を受ける額に加算した額とする。
- 2 前項の補助金の額は、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

(補助金の交付要望)

第4条 補助金の交付を要望しようとする自治会は、第2条に掲げる工事予定年度の前年の9月末日までに、自治会集会施設整備補助金交付要望書(第1号様式)に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の内定)

第5条 市長は、前条の要望があった場合、当該要望に係る書類を審査し、補助金の要望を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付額を内定し自治会集会施設整備補助金内定通知書(第2号様式)により、当該要望をした自治会に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、工事開始前に自治会集会施設整備補助金交付申請書(第3号様式)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付額を決定し、自治会集会施設整備補助金交付決定通知書(第4号様式。以下「交付決定通知」という。)により、当該申請をした自治会に通知するものとする。

(工事着手報告書)

第8条 交付決定通知を受けた自治会は、工事に着手したときは速やかに自治会集会施設整備工事(設計)着手報告書(第5号様式)に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更申請)

第9条 交付決定通知を受けた自治会は、当該通知の内容を変更する必要がある場合、自治会集会施設整備補助金変更交付申請書(第6号様式)に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更申請の承認)

第10条 市長は、前条の申請があった場合、当該申請に係る書類を審査し、変更を適当と認めたときは、自治会集会施設整備補助金変更交付決定通知書(第7号様式。以下「変更交付決定通知」という。)により、当該申請をした自治会に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 交付決定通知(変更交付決定通知を含む。)を受けた自治会は、工事が完了したときは速やかに自治会集会施設整備補助金実績報告書(第8号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第12条 市長は、前条の報告があった場合、当該報告に係る書類を審査し、補助金の額を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付額を確定し、自治会集会施設整備補助金確定通知書(第9号様式)により、当該報告をした自治会に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の通知を受けた自治会は、補助金の請求書(第10号様式)に別表第6に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは速やかに補助金を当該請求書を提出した自治会に交付するものとする。

(調査・検査)

第15条 市長は、必要に応じて現場調査を行い、自治会は調査に応じるものとする。また、国庫補助対象工事で国の会計実地検査等が実施される場合、自治会は市長の指示に従い必要な対応を図るものとする。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助金の交付を受けようとし、又は既にその交付を受けた自治会が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金対象工事の執行額が補助金額に達しなかった場合
- (4) この要綱のほか、別途指示した条件に違反した場合

(その他)

第17条 自治会は、工事に係る契約行為について、競争を基本に行うものとする。

第18条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、補助金等の予算の執行に関する規則(昭和44年昭島市規則第19号)に定めるところによ

る。

- 2 国庫補助対象工事を行う場合は、この要綱のほか、法令を遵守するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から実施する。
- 2 改正後の自治会集会施設整備補助金交付要綱の規定は、平成16年10月1日以後に自治会集会施設整備補助金の交付の要望のあるものについて適用し、同日前に要望のあったものについては、なお従前の例による。

昭島市防犯灯補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の安全及び防犯のため自治会又は管理組合（以下「自治会等」という。）が維持管理する防犯灯に対し、その維持管理に要する経費の一部として電気料金を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防犯灯とは、住民の安全及び防犯のため設置する街灯をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金を交付する防犯灯は、市に移管することが困難な防犯灯であつて、かつ、自治会等が維持管理しているものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、毎年度予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、毎年1月末日までに防犯灯維持費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯設置箇所を明示した図面
- (2) 防犯灯の1月分から12月分の電気料金の支払いを証する書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査をし、適当と認めるものに対して補助金の交付を決定する。
2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防犯灯維持費補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請自治会等に通知する。

(届出の義務)

第7条 自治会等は、第2条に規定する防犯灯が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 新設されたとき。
- (2) 滅失したとき。
- (3) その目的に供しえなくなったとき。
- (4) 施設等異動が生じたとき。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた自治会等は、速やかに補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けたときは、当該請求自治会等に補助金を交付する。

(維持管理)

第9条 補助金の交付を受けた自治会等は、補助金の交付対象となった防犯灯を常に支障なく点灯できるように維持管理しなければならない。

(補助金精算報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けた自治会等は、その補助事業年度の完了後速やかに防犯灯維持費補助金精算報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、その内容を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付をすることが不相当と認められる事実があったとき。
- (4) この要綱及び昭島市補助金等の予算の執行に関する規則(昭和44年昭島市規則第19号)に反すると認められるとき。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成14年4月1日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 改正後の昭島市防犯灯補助金交付要綱第5条第2号の規定は、平成14年4月分からとする。

26市の自治会及び自治会連合組織に対する市の支援一覧

【資料11】

自治体名	自治会等への支援	
	支援内容	備考
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会が行う回覧等の事務を対象に事務交付金(団体10,000円+1世帯あたり250円)を自治会に交付。 ・町会・自治会等が維持管理する公衆街路灯の電気料、設置費用を補助する。 ・町会・自治会等が維持管理する集会施設の新築、改修費用を補助する。 新築・買取り 補助率1/2 世帯規模により最高補助限度額9,240,000円 増改築 補助率1/2 補助限度額2,800,000円 改修 補助率1/2 補助限度額2,000,000円 	
立川市	<ul style="list-style-type: none"> ・配布物割50円×世帯数 ・防犯灯割2,000円×灯数 ・活動補助(地域活動に関わる経費の1/2又は世帯数規模により20,000円～285,000円の低い額) ・自治会連合会加盟補助(自治会連合会の加盟自治会は100円×世帯数)を年に一度自治会に支払う。 	
武蔵野市	自治会・町会組織が無いため補助制度無し	
三鷹市	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市町会等自治組織助成金」の交付 世帯割(世帯数×200円)+均等割(8,000円～17,000円) ・「三鷹市町会等地域自治組織活性化助成金」の交付 原則として事業経費の2/3相当 補助限度額100,000円 ・「三鷹市民間集会施設運営事業補助金」の交付 運営費と管理費の合計額を交付(ただし、運営費のうちの賃借料及び謝礼並びに管理費については、使用料を徴収しない施設につき交付) ・「三鷹市民間集会施設整備事業補助金」の交付 補助限度額 工事経費の2/3相当(300,000円以上の経費を要する工事につき、予算の範囲内にて) 	
青梅市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会振興交付金の交付 均等割額86,450円+世帯数規模により34,000円～111,000円 ・集会施設、掲示板整備への補助金交付 ・市周知物等配布委託料(1世帯あたり 340円/年)を自治会に支払う。 	
府中市	<p>主に市からの配布物を回覧していただくことを目的に、 世帯数×250円(15世帯以上の自治会) 世帯数×200円(10世帯以上～15世帯未満) の委託料を各自治会に交付。</p> <p>府中市公会堂整備事業補助金 新築 補助率2/3 補助限度額9,000,000円 改修 補助率2/3 補助限度額3,000,000円 補修 補助率2/3 補助限度額1,500,000円 土地 固定資産税+都市計画税の1.5倍の額</p>	
昭島市	<ul style="list-style-type: none"> ・昭島市自治会及び自治会連合会補助金 300円×世帯数+世帯数規模により15,000円～23,000円 ・自治会が費用負担する土地又は家屋に対する補助金 民地の賃借:固定資産税に相当する額 公用地の賃借:費用負担額の1/2 ・集会施設を有しない自治会に対する補助金 世帯数規模により年額24,000円又は36,000円 ・自治会集会施設整備補助金 新築、増改築、修繕 補助率1/2 限度額5,000,000円 ・防犯灯維持管理費補助金 自治会が維持管理する防犯灯に対し、その維持管理に要する経費の一部として電気料金を補助する。 	
調布市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧の謝礼として行政協力謝礼金(1世帯あたり200円/年)を自治会に支払う。 ・自治会等施設設置事業助成金 新築 補助率65/100 補助限度額6,000,000円 増改築、改修、修繕 補助率65/100 補助限度額3,000,000円 	
町田市	<ul style="list-style-type: none"> ・活動補助金(基本額12,000円+200円×世帯数+掲示板設置額50,000円) ・町内会・自治会等集会施設整備事業補助金 新築、増築 補助率3/4 補助限度額150,000円×延べ面積 改築、修繕、模様替え、改修 補助率3/4 補助限度額30,000円×延べ面積 維持管理計画書作成 補助率3/4 補助限度額100,000円 	
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市の発行する文書等を町会等に回覧してもらい謝礼として均等割額(3,900円)と世帯割額(1世帯あたり70円)を合算した額を交付する。 ・小金井市民間集会施設等助成金 改修 補助率1/2 補助限度額2,000,000円 管理運営費 1,500円×床面積 補助限度額150,000円 	
小平市	自治会事務交付金(1世帯あたり100円/年)を自治会に支払う。	
日野市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会補助金として、希望する自治会に補助金(一世帯あたり240円/年、集会所を持っている自治会には一集会所あたり23,000円)を自治会に支払う。 ・自治会所有集会所の増改築工事補助金及び修繕補助金 増改築工事、修繕 補助率1/2 補助限度額1,000,000円 	
東村山市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会集会施設(新設・修繕等)に対する補助制度 工事費の1/2補助…新設:上限280万円 修繕等:上限50万円 ・自治会掲示板(新設・修繕等)に対する補助制度 工事費の1/2補助…1基につき上限3万円 ・自治会活性化補助制度 自治会活動に必要な備品購入費の一部を補助…2万円 ※備品総額4万円以上に限る。 	
国分寺市	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市公共施設設置事業補助 集会場 建築費 補助率1/2以内 補助限度額3,000,000円 備品費 補助率2/3以内 補助限度額300,000円 修繕費 補助率2/3以内 補助限度額100,000円 ・国分寺市掲示板設置事業補助金 新設又は建て替え 補助率2/3以内 補助限度額60,000円 修繕 補助率2/3以内 補助限度額20,000円 	
国立市	私設の集会施設を運営する自治会に、施設の光熱水費(前年度実績分)を補助している(2団体)	
福生市	<ul style="list-style-type: none"> ・町会活動補助金 均等割額33,000円+世帯割額110円×世帯数+組数割額600円×組数 ・町会等の会館建設費等補助金 新築、増改築 補助率70/100 補助限度額35,000,000円 修繕 補助率70/100 補助限度額7,000,000円 備品 補助率60/100 補助限度額900,000円 光熱水費 全額 補助限度額80,000円 土地、建物賃借料 地代等-(会費収入+会館収入)×0.2を超える額 補助限度額200,000円 不動産測量及び登記 補助率70/100 補助限度額3,000,000円 ・地域活性化交付金 均等割額50,000円+世帯割額×世帯数 	
狛江市	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり及び地域社会づくりに資する活動や事業への財政支援(名称:「狛江市コミュニティ活動活性化助成金」) 連絡事務助成金 助成限度額 世帯数500未満 5,000円 500以上1,000未満 10,000円 1,000以上3,000未満 15,000円 3,000以上 20,000円 ・設立準備会助成金 助成限度額 100,000円(1年間に限る) ・事業助成金 助成限度額 世帯数500未満 30,000円(2事業まで) 500以上1,000未満 40,000円(3事業まで) 1,000以上3,000未満 50,000円(4事業まで) 3,000以上 50,000円(5事業まで) 	

26市の自治会及び自治会連合組織に対する市の支援一覧

【資料11】

自治体名	自治会等への支援	
	支援内容	備考
東大和市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会補助金 <ul style="list-style-type: none"> 活動補助(1世帯あたり160円の補助) 集会施設に関する補助 <ul style="list-style-type: none"> 集会施設補助 48,000円 集会施設の維持管理に要する費用に対する補助 床面積により9,600円～28,800円 集会施設の汚水処理に要する費用 前年度実績額 集会施設の敷地に係る借地代金に対する費用 前年度実績額 補助限度額400,000円 集会施設建設費等補助金 <ul style="list-style-type: none"> 新築 補助率1/2 補助限度額5,000,000円 増改築 補助率1/2 補助限度額2,500,000円 便所水洗化改修工事 補助率 工事費の1/2 	
清瀬市	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯電気代助成 集会施設設置事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 新築 補助率1/2 補助限度額5,000,000円 空調設備設置 補助率1/3 補助限度額300,000円 修繕 補助率1/2 補助限度額1,000,000円 	
東久留米市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会補助金として、自治会運営に要する経費の一部を自治会に対して助成している。 80円×世帯数+世帯数により680円～8,800円 集会施設設置等事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 新築、増改築、修繕 補助率1/2 補助限度額350,000円 	
武蔵村山市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動費補助金 50,000円 自治会活性化補助金 活性化事業 補助率1/2 補助限度額100,000円 自治会集会所建設費等補助金 <ul style="list-style-type: none"> 集会所 新築 補助率1/2 補助限度額3,000,000円 増改築 補助率1/2 補助限度額500,000円 修繕 補助率1/2 補助限度額300,000円 物置新築・増改築・修繕 補助率1/2 補助限度額200,000円 借地代金 補助率1/2 補助限度額200,000円 建物借用 補助率1/2 補助限度額200,000円 	
多摩市	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市自治連合会に加盟する自治会・町会及び管理組合が実施する事業に対して、その活動費の一部を助成 【地域活動費助成金】 <ul style="list-style-type: none"> 49世帯以下:年額20,000円 50～99世帯:年額22,000円 100～499世帯:年額24,000円 500世帯以上:年額26,000円 自治連合会補助金 加入団体数×22,000円+定額550,000円 仮設集会所建設費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 補助基準面積は70㎡を限度とし、基準単価1㎡当たり130,000円 プレハブ構造に限る。 集会所用地借上料補助金 <ul style="list-style-type: none"> 補助基準面積に対し、市が用地を借上げる場合の用地借上料の算定基準に基づき算出した額 	
稲城市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会事務委託交付金の名目で毎年度各自治会に、130円×世帯数の金額を交付している。 自治会集会所建設費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 新築 補助率2/3 補助限度額10,000,000円 増改築、修繕 補助率2/3 補助限度額3,000,000円 	
羽村市	<ul style="list-style-type: none"> 町内会及び自治会が行うコミュニティ事業に対する助成金 (均等割額180,000円+世帯割額370円×世帯数+面積割額55円×区域の面積)×調整率 	
あきる野市	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会運営費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額90,000円+世帯割額522円×世帯数+世帯数規模により 27,000円～108,000円 町内会館・自治会館維持費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 補助限度額54,000円 町内会館・自治会館建設費等補助金 <ul style="list-style-type: none"> 新築、増改築、改修及び用地取得 補助率1/3×90%以内 補助限度額5,400,000円 掲示板建設費等補助金 花いっぱい運動推進事業補助金 敬老行事推進事業補助金 コミュニティ事業交付金 	
西東京市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等活性化補助金 <ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等が自ら主体となって年度内に行う事業で、地域の福祉の促進と地域づくりに関する事業に対する補助金。 補助金の上限額・・・団体割額 12,000円+世帯割額 加入世帯数×200円 	

自治会加入率の推移

(毎年度4月1日現在)

年 度	自治会数	加入世帯数 (※1)	全世帯数 (※2)	加入率(%) (※3)
平成17年度	98	22,373	47,857	46.7%
平成18年度	98	22,390	48,844	45.8%
平成19年度	97	21,966	49,651	44.2%
平成20年度	97	21,761	50,251	43.3%
平成21年度	97	21,435	50,528	42.4%
平成22年度	97	20,973	51,176	41.0%
平成23年度	99	21,432	51,561	41.6%
平成24年度	99	20,941	51,803	40.4%
平成25年度	100	20,934	52,176	40.1%
平成26年度	100	20,524	51,617	39.8%
平成27年度	99	20,145	52,166	38.6%

(※1) 加入世帯数は、各自治会からの報告により積算

(※2) 全世帯数は、毎年度4月1日現在の市民課作成「町丁別統計表」の総世帯数を使用

(※3) 加入率は、加入世帯数を全世帯数で割り戻して算出

(3) 社会福祉団体補助等事業

保健福祉部 生活福祉課

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コスト	平成26年度当初予算				平成26年度補正後額				平成26年度決算				平成27年度当初予算			
	直接事業費	1,397		千円		1,397		千円		1,396		千円		1,393		千円
報酬			千円				千円				千円				千円	
賃金			千円				千円				千円				千円	
報償費			千円				千円				千円				千円	
需用費			千円				千円				千円				千円	
役務費			千円				千円				千円				千円	
委託料			千円				千円				千円				千円	
使用料及び賃借料			千円				千円				千円				千円	
負担金、補助及び交付金	1,397		千円		1,397		千円		1,396		千円		1,393		千円	
扶助費			千円				千円				千円				千円	
その他			千円				千円				千円				千円	
人件費	1,632		千円		1,632		千円		1,622		千円		1,640		千円	
一般職員	0.2	人	1,632	千円	0.2	人	1,632	千円	0.2	人	1,622	千円	0.2	人	1,640	千円
再任用職員		人	0	千円		人	0	千円		人	0	千円		人	0	千円
総事業費	3,029		千円		3,029		千円		3,018		千円		3,033		千円	
財源内訳	平成26年度当初予算				平成26年度補正後額				平成26年度決算				平成27年度当初予算			
国庫支出金			千円				千円				千円				千円	
(内容)																
都支出金			千円				千円				千円				千円	
(内容)																
その他特定財源			千円				千円				千円				千円	
(内容)																
一般財源	3,029		千円		3,029		千円		3,018		千円		3,033		千円	
財源合計	3,029		千円		3,029		千円		3,018		千円		3,033		千円	
事業実績	平成26年度（当初）				平成26年度（補正後）				平成26年度（実績）				平成27年度（予定）			
活動指標																
①社会を明るくする運動市大会協力団体数	7	団体	7	団体	7	団体	8	団体								
②赤十字奉仕団炊出し訓練、救急法講習会参加者数	55	人	40	人	49	人	40	人								
③身体障害者福祉協会交流会、研修参加者数	200	人	200	人	259	人	270	人								
単位当たりコスト	円				円				円				円			
成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）																
○活動内容に変化が見られる団体に対しては、活動内容に即した補助となるよう減額や辞退等をお願いをしてきた。																
○ひとり親福祉会補助：平成21年度204,000円、平成22年度100,000円、平成23年度65,845円、平成24年度解散																
○遺族会補助：平成23年度84,000円、平成24年度74,000円、平成25年度0円、平成26年度0円、平成27年度解散																
課題	○近年では、時代の変化や高齢化により、会の運営に困難性が生じ、解散に至る団体も出てきた。															
自己評価	○各団体の活動については、資金面の支援だけでなく、団体が活動できる場（イベント等）の確保を図り、支援・調整をしている。															
比較参考値																
備考																

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署													
	社会福祉団体補助等事業		部	保健福祉部	課長	大貴 保										
			課	生活福祉課	担当	久保田 幸江										
			係	福祉推進係	電話	内線2122										
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>										
	政策項目	02	ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）			昭島市社会福祉団体補助金交付要綱										
	大項目	02	地域で支え合う（地域福祉の充実）													
中項目	04	生活の保護・支援			法令による事業実施義務											
個別計画（年度）					<input type="checkbox"/> 義務（ <input type="checkbox"/> 市上乗せあり）											
予算科目コード	款	03	項	01	目	01	細目	006	細々目	01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意（ <input type="checkbox"/> 都補助等あり）					
事務事業概要	目的															
	<対象は誰、何か>						<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>									
	昭島市身体障害者福祉協会、昭島市保護司会、昭島市赤十字奉仕団、昭島市しあわせ会、昭島市聴覚障害者協会、北多摩地区保護観察協会						各福祉団体の活動を円滑に、また充実したものとする。									
	実施内容						実績・成果									
	事業運営、活動に対する補助金の交付						各福祉団体の活動の支援に繋がっている。									
	コスト															
			(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>								
	直接事業費		千円	1,398	1,397	1,396	1,393									
	財源内訳	国庫支出金		千円												
		都支出金		千円												
地方債		千円														
その他特定財源		千円														
一般職員人件費		千円	1,398	1,397	1,396	1,393										
人工数		人	2,460	1,632	1,622	1,640										
再任用職員人件費		千円	0.30	0.20	0.20	0.20										
人工数		人														
総事業費		千円	3,858	3,029	3,018	3,033										
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による															
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				2		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3					
	判断理由				各福祉団体の活動を支援することにより、会員相互の関係を強化し、福祉の増進につながる。				判断理由				実施計画や事業報告の提出を求め、活動内容を把握し、適正な補助となるよう確認した。			
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				3					
判断理由				各団体の活動の内容に応じた支援ができた。				判断理由				活動が縮小化している団体で団体の自己資金のみで活動可能などところについては、理解を求め、補助金の支出はなしとした。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題				平成28年度予算編成における具体的な取組							
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持		〇様々な福祉団体の活動内容を評価することは難しい。一部、補助額増額を求める声も上がっている。				〇ここ数年、各団体の活動内容、運営状況に応じ補助額を見直してきたが、これ以上の減額は難しい。									

社会福祉団体補助等決算一覧

	保護観察 協会	赤十字 奉仕団	保護司会	しあわせ会	身体障害者 福祉協会	聴覚障害者 協会	ひとり親 福社会	遺族会	計
H20	775,530	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000	204,000	84,000	1,682,530
H21	774,046	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000	204,000	84,000	1,681,046
H22	776,867	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000	100,000	84,000	1,579,867
H23	780,605	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000	65,845	84,000	1,549,450
H24	780,773	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000	解散	74,000	1,473,773
H25	778,554	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000		0	1,397,554
H26	777,154	138,000	92,000	90,000	204,000	95,000		0	1,396,154
H27	773,563	138,000	92,000	0	204,000	95,000		解散	1,302,563

昭島市社会福祉団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉活動を行う団体（以下「社会福祉団体」という。）の社会福祉活動の充実と発展を図るために交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象とする社会福祉団体は、次に掲げる社会福祉団体とする。

- (1) 昭島市身体障害者福祉協会
- (2) 昭島市ひとり親福祉会
- (3) 昭島市遺族会
- (4) 昭島市保護司会
- (5) 昭島市赤十字奉仕団
- (6) 昭島市しあわせ会
- (7) 昭島市聴覚障害者協会

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする社会福祉団体は、社会福祉団体補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該社会福祉団体の規約、その他の規定等を記載した書類
- (2) 年間の収支に係る予算書
- (3) その他市長が必要かつ適当と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付額を決定し、社会福祉団体補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請をした社会福祉団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定を受けた社会福祉団体が、補助金の請求をしようとするときは、社会福祉団体補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求

しなければならない。

(補助金の交付等)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付する際、当該社会福祉団体は事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておく旨の条件を付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた社会福祉団体は、補助対象事業が完了したときから60日以内に社会福祉団体補助事業実績報告書(第4号様式)に事業報告書及び決算書又は収支精算書を添えて市長に報告するものとする。

(検査及び報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を交付した社会福祉団体に対し、事業の遂行状況及び経理について検査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けようとし、又は既にその交付を受けた社会福祉団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 事業に要する経費の額が補助金の額に達しなかった場合

(庶務)

第11条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、社会福祉団体担当課において処理する。

(その他)

第12条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、補助金等の予算の執行に関する規則(昭和44年昭島市規則第19号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）昭島市長

申請者 住所（所在）

氏名（名称）

印

社会福祉団体補助金交付申請書

次の事業（事務）を行いたいので、昭島市社会福祉団体補助金交付要綱第4条の規定により 年度の補助金を交付されるよう申請します。

記

補助金額

円

事業の名称				
事業の目的				
事業費財源	事業費総額	財 源 内 訳		
				補助金

添付書類

- 1 当該社会福祉団体の規約、その他の規定等を記載した書類
- 2 当該年度の事業計画書及び収支に係る予算書

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

昭島市長

社会福祉団体補助金交付決定通知書

年 月 日付け により申請のあった 年度の
補助金については、昭島市社会福祉団体補助金交付要綱第5条の規定により、
次のとおり交付決定をしたので通知します。

記

交付決定額 円

補助金交付の条件

昭島市社会福祉団体補助金交付要綱第7条第2項の規定による。

第3号様式（第6条関係）

社会福祉団体補助金交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号による社会福祉団体補助金として上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住所（所在）

氏名（名称）

印

（あて先）昭島市長

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）昭島市長

申請者 住所（所在）

氏名（名称）

印

社会福祉団体補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により 年度の補助金の交付を受けた事業（事務）が完了したので、昭島市社会福祉団体補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金額

円

事業の名称		交付額	円
事業の成果		使用額	円
		清算額	円

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 歳入歳出決算書

(4) 私立保育園運営事業

子ども家庭部 子ども子育て支援課

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト				
		平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
	直接事業費	3,570,051 千円	3,600,384 千円	3,579,183 千円	3,670,171 千円
	報酬	千円	千円	千円	千円
	賃金	千円	千円	千円	千円
	報償費	千円	千円	千円	千円
	需用費	千円	千円	千円	千円
	役務費	千円	千円	千円	千円
	委託料	3,382,142 千円	3,412,475 千円	3,396,051 千円	3,489,125 千円
	使用料及び賃借料	千円	千円	千円	千円
	負担金、補助及び交付金	187,749 千円	187,749 千円	183,027 千円	180,886 千円
	扶助費	千円	千円	千円	千円
	その他	160 千円	160 千円	105 千円	160 千円
	人件費	5,712 千円	5,712 千円	5,677 千円	5,740 千円
	一般職員	0.7 人 5,712 千円	0.7 人 5,712 千円	0.7 人 5,677 千円	0.7 人 5,740 千円
再任用職員	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	
総事業費	3,575,763 千円	3,606,096 千円	3,584,860 千円	3,675,911 千円	
財源内訳					
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算	
国庫支出金	634,337 千円	673,983 千円	670,936 千円	759,651 千円	
(内容)	保育所運営費国庫負担金他	保育所運営費国庫負担金他	保育所運営費国庫負担金他	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	
都支出金	1,219,270 千円	1,174,038 千円	1,282,351 千円	1,123,513 千円	
(内容)	保育所運営費都負担金他	保育所運営費都負担金他	保育所運営費都負担金他	子どものための教育・保育給付費都負担金ほか	
その他特定財源	427,169 千円	432,926 千円	432,136 千円	430,256 千円	
(内容)	(保育料)	(保育料)	(保育料)	(保育料)	
一般財源	1,294,987 千円	1,325,149 千円	1,199,437 千円	1,362,491 千円	
財源合計	3,575,763 千円	3,606,096 千円	3,584,860 千円	3,675,911 千円	
事業の実績と成果	事業実績				
	活動指標	平成24年度（4月）	平成25年度（4月）	平成26年度（4月）	平成27年度（4月）
	①定員（公立を除く）	2,273 人	2,289 人	2,285 人	2,295 人
	②入園者数（公立を除く）	2,355 人	2,333 人	2,355 人	2,295 人
	③待機児童数	46 人	46 人	63 人	51 人
	単位当たりコスト				
	児童一人当たり保育所運営費	1,471,658 円	1,478,594 円	1,513,866 円	円
成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）	保育により約2,000を超える世帯の就労支援を継続して実施している。子どもの保育を通じて、健康や子育て情報、子育ての不安等への対応も行っている。				
課題	平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育園の制度が大きく変わり、保育時間により給付費が違ふなど複雑化しており注意が必要である。認可保育園の新設による待機児童解消を進めており、運営委託料の増加が見込まれる。				
自己評価	保育園は女性の社会進出、就労支援等に必要。各保育園とも適切な管理の下、日々児童を受け入れている。				
比較参考値					
備考					

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

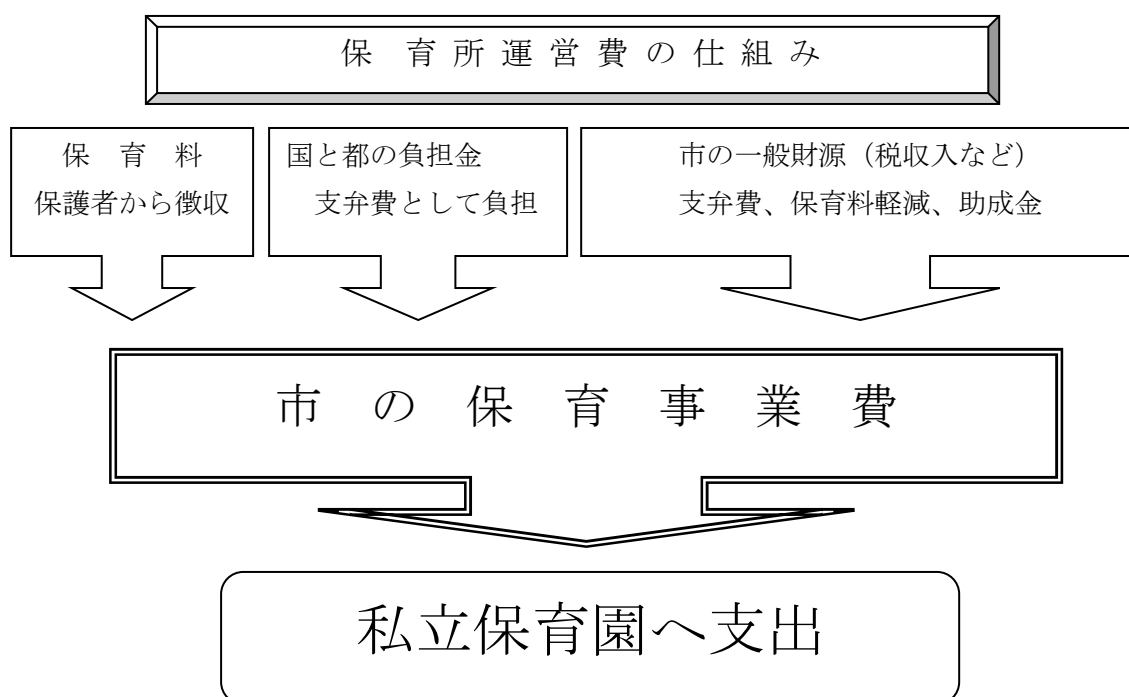
基本データ	事務事業名		担当部署																																																																																																
	私立保育園運営事業		部	子ども家庭部		課長	小川 雅義																																																																																												
			課	子ども子育て支援課		担当	菅野 達也																																																																																												
			係	子ども子育て支援係		電話	内線2165																																																																																												
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>																																																																																																
	政策項目	02	ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）				児童福祉法 保育所運営費支弁要綱 保育所の助成に関する要綱																																																																																												
	大項目	02	地域で支え合う（地域福祉の充実）				法令による事業実施義務																																																																																												
中項目	01	児童福祉																																																																																																	
個別計画（年度）							<input checked="" type="checkbox"/> 義務（ <input type="checkbox"/> 市上乗せあり）																																																																																												
予算科目コード	款	03	項	02	目	03	細目	001	細々目	01	<input type="checkbox"/> 任意（ <input checked="" type="checkbox"/> 都補助等あり）																																																																																								
事務事業概要	目的																																																																																																		
	<対象は誰、何か>						<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>																																																																																												
	市民が在園している私立保育園の運営者（広義では利用者とその保護者・入所の希望者とその保護者）						安全で適正な保育を実施させる。																																																																																												
	実施内容						実績・成果																																																																																												
	市内では定員2,285人の私立保育園18園（分園2園）に対し、保育の実施を委託する。また適切・円滑な保育を維持するため、その運営費用を国基準と各種加算を加えて各保育園へ支出する。						保育により、約2,000世帯の就労支援を継続して実施している。子どもの保育を通じて、健康や子育て情報、子育てへの不安等への対応も行っている。平成21年度から中神保育園、平成23年度からむさしの保育園を民営化し、民間保育所18園に委託した。																																																																																												
	コスト																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(単位)</th> <th>25決算</th> <th>26当初予算</th> <th>26決算</th> <th>27当初予算</th> <th>備考<特財名称等></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">直接事業費</td> <td>千円</td> <td>3,512,778</td> <td>3,570,051</td> <td>3,579,183</td> <td>3,670,171</td> <td>国庫支出金</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>千円</td> <td>615,504</td> <td>634,337</td> <td>670,936</td> <td>759,651</td> <td>・保育所運営費負担金</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>千円</td> <td>1,328,541</td> <td>1,219,270</td> <td>1,282,351</td> <td>1,123,513</td> <td>・保育緊急確保事業補助金</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>都支出金</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>千円</td> <td>431,243</td> <td>427,169</td> <td>432,136</td> <td>430,256</td> <td>・保育所運営費負担金</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>千円</td> <td>1,137,490</td> <td>1,289,275</td> <td>1,193,760</td> <td>1,356,751</td> <td>・市町村総合交付金 ・保育所関係補助金 ・子育て推進交付金</td> </tr> <tr> <td>一般職員人件費</td> <td>千円</td> <td>5,740</td> <td>5,712</td> <td>5,677</td> <td>5,740</td> <td>・子ども家庭支援包括補助金</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>人</td> <td>0.70</td> <td>0.70</td> <td>0.70</td> <td>0.70</td> <td>・子育て支援対策臨時特別交付金</td> </tr> <tr> <td>再任用職員人件費</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・保育士等処遇改善臨時特別事業補助金</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他特定財源</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>千円</td> <td>3,518,518</td> <td>3,575,763</td> <td>3,584,860</td> <td>3,675,911</td> <td>・保育料</td> </tr> </tbody> </table>														(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>	直接事業費		千円	3,512,778	3,570,051	3,579,183	3,670,171	国庫支出金	財源内訳	国庫支出金	千円	615,504	634,337	670,936	759,651	・保育所運営費負担金	都支出金	千円	1,328,541	1,219,270	1,282,351	1,123,513	・保育緊急確保事業補助金	地方債	千円					都支出金	その他特定財源	千円	431,243	427,169	432,136	430,256	・保育所運営費負担金	一般財源	千円	1,137,490	1,289,275	1,193,760	1,356,751	・市町村総合交付金 ・保育所関係補助金 ・子育て推進交付金	一般職員人件費	千円	5,740	5,712	5,677	5,740	・子ども家庭支援包括補助金	人工数	人	0.70	0.70	0.70	0.70	・子育て支援対策臨時特別交付金	再任用職員人件費	千円					・保育士等処遇改善臨時特別事業補助金	人工数	人					その他特定財源	総事業費	千円	3,518,518	3,575,763	3,584,860	3,675,911	・保育料
			(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>																																																																																											
	直接事業費		千円	3,512,778	3,570,051	3,579,183	3,670,171	国庫支出金																																																																																											
	財源内訳	国庫支出金	千円	615,504	634,337	670,936	759,651	・保育所運営費負担金																																																																																											
都支出金		千円	1,328,541	1,219,270	1,282,351	1,123,513	・保育緊急確保事業補助金																																																																																												
地方債		千円					都支出金																																																																																												
その他特定財源		千円	431,243	427,169	432,136	430,256	・保育所運営費負担金																																																																																												
一般財源		千円	1,137,490	1,289,275	1,193,760	1,356,751	・市町村総合交付金 ・保育所関係補助金 ・子育て推進交付金																																																																																												
一般職員人件費	千円	5,740	5,712	5,677	5,740	・子ども家庭支援包括補助金																																																																																													
人工数	人	0.70	0.70	0.70	0.70	・子育て支援対策臨時特別交付金																																																																																													
再任用職員人件費	千円					・保育士等処遇改善臨時特別事業補助金																																																																																													
人工数	人					その他特定財源																																																																																													
総事業費	千円	3,518,518	3,575,763	3,584,860	3,675,911	・保育料																																																																																													
個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による																																																																																																			
事務事業評価	①優先度（どの程度優先されるべきか）				3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3																																																																																								
	判断理由				判断理由																																																																																														
	児童福祉法により保育の実施は市の責務とされている。女性の社会進出、社会経済状況により就労する保護者が増加傾向にあり保育園の存在は必須である。また、保育園は在園児だけでなく地域の子育て相談機能もあり、少子化の中で役割は大きくなっている。				私立保育所との委託・調整・管理業務は市で行うのが妥当。委託料は入所させた園児数に連動するため、入所事務と不可分の関係にある。公立保育所には国からの負担金が出ないため、平成20年度に民営化基本方針を策定し、公立2園が民営化された。（平成21・23年度各1園）																																																																																														
	③達成度（成果はどの程度あるか）				5		④効率性（効率的に実施できたか）				3																																																																																								
判断理由				判断理由																																																																																															
保育園は女性の社会進出、就労支援等に必要。各保育園とも適切な管理の下、日々児童を受け入れている。				保育所は保育料、国・都の負担金、補助金と市からの補助金で運営を行っている。入所事務と密接であり、市が事務を行うことが効率的である。																																																																																															
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）	E		現状における課題				平成27年度予算編成における具体的な取組																																																																																											
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持	子ども・子育て支援新制度が施行され、保育園の業務について平成27年度より制度が大きく変わり給付費が保育時間により違うなど、複雑化しており注意が必要。				平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、国・都の補助金等に変更があった。平成27年度の予算執行状況に注意し、28年度の予算を検討する。																																																																																													

保育園運営経費の仕組みと私立保育園への支援

- ・ 認可保育所は国が定める保育所運営費で運営されています
 - 保育園の基本的な運営の仕組みは次のように作られています
 - ① 保育を要すると認められた児童を市町村が保育する
 - ② 公立保育園で保育するための費用は市町村が運営費(事業費)として直接支出する
 - ③ 私立保育園で保育するための費用は市が委託費として私立保育園に給付する
 - ④ 運営費(事業費)や扶助費の財源は、保護者の所得に応じて市が保護者から保育料を徴収し、残額は国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担する(支弁費)
 - 昭島市では保護者の負担軽減のために保育料を国の基準より安く定めています
 - ・ 昭島市の平成26年度保育料は国の定める保育料の約48.0%に設定しています
 - ・ 国基準と昭島市市基準の保育料の差額は昭島市が独自で負担しています
 - 私立保育園の運営負担の軽減や職員の研修のための経費を支弁費とは別に昭島市が独自で助成しています。

*平成27年3月1日現在で市内の私立保育園において2,620人(受託児童65人含む)市外の保育園で50人が保育を受けています。

昭島市保育士配置基準	0歳(3:1)	1歳(5:1)	2歳(6:1)
	3歳(20:1)	4歳以上(30:1)	
面積基準	0歳(5㎡)	1歳(3.3㎡)	2歳以上(1.98㎡)



平成26年度私立保育園運営事業

保育所運営事業委託		3,396,051,242円
市内私立保育園運営委託料		3,218,820,590円
市外私立保育園運営委託料		38,070,165円
以外公立保育園運営委託料		4,455,728円
内訳 国基準年齢別保育単価		
一般保育対策(旧都加算単価)		
障害児加算		
零歳児保育		
11時間開所		
零歳児保育推進加算		
産休代替職員費		4,551,120円
産休職員の代替職員を雇用する場合の費用		
保育士等処遇改善補助金		49,379,000円
保育対策促進事業費		80,774,639円
内訳 休日保育事業		
分園推進事業		
環境改善事業(障害児受入促進事業)		
延長保育(基本分・加算分)		
保育所運営費助成補助金		182,849,285円
内訳 保育充実費助成	行事費・保健衛生費・教材費	児童数*900円
障害児処遇向上費助成		対象児童数*49,000円
嘱託医助成		施設当たり月5,000円
事務費助成		児童数*700円
期末手当助成		職員数*夏23,000円・冬25,000円
職員研修費助成		職員数*3,000円
施設運営費助成		児童数*1,400円
11時間開所保育助成		児童数*500円
充実保育士配置助成		月147,000円
共済掛け金助成		児童数*375円
歯科検診費助成		児童数*300円
過員保育士配置費助成		月197,000円
休日保育保護者助成		減免対象者
延長保育保護者助成		減免対象者
一時保育保護者助成		減免対象者
保育士人材確保事業補助金		
保育士人材確保のためのフェア出展料		178,200円
保育料等還付金		
過年度保育料過誤納金還付金		104,400円
	合計	3,579,183,127円

26年度私立保育所運営費内訳(総額)

保 育 所 名		地域区分	定員	所長の設置	民改費	11時間開所	延長保育
私立保育所合計		12/100		設置		有・無	有・無
国	基準単価区分	単	価	1日	在籍人員	金	額
0	歳児				2,605		461,157,250
1	, 2 歳児				9,453		953,132,960
3	歳児				5,454		241,831,660
4	歳以上児				10,840		391,742,050
	採暖費(10~3月)				14,214		2,700,660
	事務職員雇上費加算				28,352		11,294,460
	主任保育士の専任加算				28,352		61,650,870
	施設機能強化推進費				2,221		2,509,990
	入所児童処遇特別加算費				1,107		7,290,120
	小計						2,133,310,020
都	加算区分	単	価	1日	在籍人員等	金	額
児 童 あ た り	一般保育所対策事業	0 歳児			2,605		59,963,840
		1 歳児			4,494		147,030,750
		2 歳児			4,959		85,962,800
		3 歳児			5,454		80,341,460
		4 歳以上児			10,840		153,901,850
施 設 あ た り	障害児加算	保健士の配置			209		102,419,720
		調理員の増配置			216		82,375,200
		嘱託医手当加算			220		2,956,800
		保育士加算			384		198,158,400
		パート保育士加算			765		79,911,900
	暖房費(11月~3月)				90		900,000
	零歳児保育推進加算				301		42,197,190
	小計						1,085,510,570
	合計						3,218,820,590

運営費内訳 定員100人 保育園

保 育 所 名		地域区分	定員	所長の設置	民改費	11時間開所	延長保育
		12/100	100	設置	12%	有・無	有・無
国	基準単価区分	単	価	1日	在籍人員	金	額
0	歳児		180,870		112		20,257,440
1	, 2 歳児		103,630		458		47,462,540
3	歳児		46,380		285		13,218,300
4	歳以上児		38,670		514		19,876,380
	採暖費(10~3月)		190		684		129,960
	事務職員雇上費加算		510		1,369		698,190
	主任保育士の専任加算		2,750		1,369		3,764,750
	施設機能強化推進費		1,290		114		147,060
	入所児童処遇特別加算費		8,680		113		980,840
	小計						106,535,460
都	加算区分	単	価	1日	在籍人員等	金	額
児 童 あ た り	一般保育所対策事業	0 歳児	27,420		112		3,071,040
		1 歳児	37,020		192		7,107,840
		2 歳児	21,560		266		5,734,960
		3 歳児	18,880		285		5,380,800
		4 歳以上児	18,320		514		9,416,480
施 設 あ た り	障害児加算	保健士の配置	104,420		72		7,518,240
		調理員の増配置	507,460		12		6,089,520
		嘱託医手当加算	383,640		12		4,603,680
		保育士加算	12,320		12		147,840
		パート保育士加算	461,430		24		11,074,320
	暖房費(11月~3月)		104,460		47		4,909,620
	零歳児保育推進加算		10,000		5		50,000
	小計		140,190		5		700,950
	合計						172,340,750

単施設の変規模りやま職すが平経験的年数に保育園

児童一人当たり保育所運営費(年額)内訳(平成25年度実績)

*26年度 26市保育担当主管課長会調べより

区分 市名	運営経費計	国負担分				都負担分					市負担額							保育料		雑入
		法定分	子育て支援 交付金	計	割合	法定分	子育て推進 交付金	都補助金	計	割合	法定分	次世代分	市負担分	保育料肩代	市持出額	計	割合	金額	割合	
	円	円	円	%	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	%	円	%	円	
八王子	1,475,586	241,717	0	241,717	16.4	120,858	220,520	45,579	386,957	26.2	120,852	0	224,256	185,388	124,020	654,516	44.4	192,396	13.0	5,835,528
立川	1,513,739	223,515	0	223,515	14.8	111,757	131,013	21,742	264,512	17.5	111,756	0	0	221,940	518,040	851,736	56.3	173,976	11.5	1,309,128
武蔵野	2,055,521	199,571	0	199,571	9.7	99,785	201,653	29,036	330,474	16.1	99,780	0	9,888	230,436	928,728	1,268,832	61.7	256,644	12.5	2,148,624
三鷹	1,726,801	212,342	0	212,342	12.3	106,170	181,532	21,165	308,867	17.9	106,164	0	9,348	220,380	608,508	944,400	54.7	261,192	15.1	1,229,856
青梅	1,364,993	269,596	0	269,596	19.8	134,798	203,560	36,019	374,377	27.4	134,796	0	240,996	154,572	0	530,364	38.9	190,656	14.0	0
府中	1,519,148	216,101	0	216,101	14.2	108,051	205,473	29,271	342,795	22.6	108,048	0	189,216	217,608	236,328	751,200	49.4	209,052	13.8	5,201,976
昭島	1,478,594	251,854	0	251,854	17.0	125,927	200,769	43,665	370,361	25.0	125,916	0	198,252	192,540	159,972	676,680	45.8	179,700	12.2	3,625,620
調布	1,785,932	227,603	0	227,603	12.7	113,801	226,025	29,026	368,853	20.7	113,796	0	141,828	244,644	457,548	957,816	53.6	231,660	13.0	748,068
町田	1,669,001	285,838	0	285,838	17.1	142,919	243,470	63,030	449,419	26.9	140,712	0	196,668	234,864	148,956	721,200	43.2	212,544	12.7	2,234,268
小金井	1,864,000	133,085	0	133,085	7.1	66,542	7,566	43,743	117,851	6.3	66,540	0	10,224	266,196	1,085,244	1,428,204	76.6	184,860	9.9	1,408,248
小平	1,614,208	222,526	0	222,526	13.8	111,263	192,098	3,425	306,786	19.0	111,252	0	198,252	230,484	349,008	888,996	55.1	195,900	12.1	2,287,992
日野	1,663,472	230,102	0	230,102	13.8	115,051	132,047	43,659	290,757	17.5	115,044	0	44,064	228,324	459,192	846,624	50.9	198,552	11.9	895,608
東村山	1,690,786	229,042	0	229,042	13.5	114,521	206,325	40,090	360,936	21.3	114,516	0	293,448	204,780	290,640	903,384	53.4	197,424	11.7	3,400,044
国分寺	1,866,988	227,893	0	227,893	12.2	113,946	173,940	34,569	322,455	17.3	113,940	0	0	234,672	737,280	1,085,892	58.2	230,748	12.4	773,796
国立	1,942,353	250,959	0	250,959	12.9	125,479	190,802	33,885	350,166	18.0	125,472	0	123,288	223,908	642,492	1,115,160	57.4	226,068	11.6	1,366,500
福生	1,717,492	318,183	0	318,183	18.5	159,091	198,417	44,841	402,349	23.4	159,084	0	325,548	227,184	104,880	816,696	47.6	180,264	10.5	0
狛江	1,697,532	219,764	0	219,764	12.9	109,881	195,547	9,348	314,776	18.5	109,872	0	142,008	194,820	474,108	930,792	54.8	242,184	14.3	668,148
東大和	1,446,353	233,772	0	233,772	16.2	116,886	196,885	23,998	337,769	23.4	116,880	0	18,972	179,388	370,776	686,016	47.4	188,796	13.1	2,110,284
清瀬	1,783,203	273,053	0	273,053	15.3	136,526	177,091	18,481	332,098	18.6	136,524	0	9,504	194,748	651,372	992,148	55.6	185,904	10.4	519,936
東久留米	1,691,231	235,461	0	235,461	13.9	117,730	172,401	37,171	327,302	19.4	117,720	0	58,884	191,016	557,556	925,176	54.7	203,292	12.0	972,144
武蔵村山	1,220,843	207,944	0	207,944	17.0	103,972	216,707	15,912	336,591	27.6	103,968	0	7,212	148,464	208,728	468,372	38.4	207,936	17.0	1,202,916
多摩	1,393,468	228,720	0	228,720	16.4	114,360	212,785	3,351	330,496	23.7	117,072	0	720	200,352	327,456	645,600	46.3	188,652	13.5	1,182,516
稲城	1,433,492	217,934	0	217,934	15.2	108,966	133,139	52,045	294,150	20.5	108,960	0	117,420	180,444	277,200	684,024	47.7	237,384	16.6	1,686,180
羽村	1,481,680	219,342	0	219,342	14.8	109,671	213,890	30,821	354,382	23.9	109,668	0	294,384	201,468	134,904	740,424	50.0	167,532	11.3	612,000
あきる野	1,384,562	253,645	0	253,645	18.3	126,822	223,318	24,657	374,797	27.1	126,816	0	169,068	164,052	110,052	569,988	41.2	186,132	13.4	1,078,212
西東京	1,676,008	228,642	0	228,642	13.6	114,321	133,102	9,795	257,218	15.3	114,312	0	6,456	228,612	609,144	958,524	57.2	231,624	13.8	796,512
計	42,156,986	6,058,204	0	6,058,204	14.4	3,029,094	4,790,075	788,324	8,607,494	20.4	3,029,460	0	3,029,904	5,401,284	10,572,132	22,042,764	52.3	5,361,072	12.7	43,294,104
平均	1,621,423	233,008	0	233,008	0.6	116,504	184,234	30,320	331,057	0.8	116,518	0	116,535	207,742	406,620	847,799	2.0	206,195	0.5	1,665,158

平成 27 年 9 月 30 日

平成 27 年度事務事業外部評価について

担当部署名 子ども家庭部子ども子育て推進課
子ども家庭部子ども子育て支援課

1 昭島市保育の状況

- ① 公立保育所 2 園
- ② 私立保育所 21 園（分園 2 園を含む）
- ③ 地域型保育事業 3 園
- ④ 保育標準時間 11 時間
- ⑤ 保育短時間 8 時間

2 私立保育園運営事業

- ① 平成 17 年度～平成 26 年度の保育児童数推移 公立・私立別

ア 公立・私立合計

（4 月 1 日現在 単位：人）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
定員	2,452	2,452	2,467	2,467	2,467	2,478	2,484	2,473	2,489	2,485	2,623
園児数	2,512	2,488	2,475	2,456	2,489	2,492	2,504	2,540	2,525	2,551	2,572
0 歳児	163	162	163	143	164	179	187	190	202	197	200
1 歳児	357	337	336	335	363	379	381	393	377	406	412
2 歳児	439	455	427	440	432	439	452	451	456	444	489
3 歳児	498	481	516	491	482	500	475	495	485	494	467
4 歳児	536	517	514	534	503	496	520	491	516	492	509
5 歳児	519	536	519	513	545	499	489	520	489	518	495

イ 公立

（4 月 1 日現在 単位：人）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
定員	440	440	440	440	320	320	200	200	200	200	145
園児数	416	416	418	411	298	298	189	185	192	196	137
0 歳児	21	22	21	21	12	15	9	9	9	9	7
1 歳児	50	50	48	48	37	40	25	23	25	25	15
2 歳児	66	65	63	65	47	47	31	31	30	31	18
3 歳児	84	82	85	83	56	57	31	41	41	39	20
4 歳児	95	94	101	94	68	70	45	36	50	42	32
5 歳児	100	103	100	100	78	69	48	45	37	50	45

ウ 私立

(4月1日現在 単位：人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
定員	2,012	2,012	2,027	2,027	2,147	2,158	2,284	2,273	2,289	2,285	2,478
園児数	2,096	2,072	2,057	2,045	2,191	2,194	2,315	2,355	2,333	2,355	2,435
0歳児	142	140	142	122	152	164	178	181	193	188	193
1歳児	307	287	288	287	326	339	356	370	352	381	397
2歳児	373	390	364	375	385	392	421	420	426	413	471
3歳児	414	399	431	408	426	443	444	454	444	455	447
4歳児	441	423	413	440	435	426	475	455	466	450	477
5歳児	419	433	419	413	467	430	441	475	452	468	450

② 平成17年度～平成27年度の待機児童数

待機児童数

(4月1日現在 単位：人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
待機児童数	46	49	45	46	44	48	49	46	46	65	51

○ 平成17年度～平成25年度までは50人未満で推移していますが、平成26年度より50人以上の待機児童数となりました。

③ 平成27年度～平成31年度（5年間）保育児童数予測・収容能力計画数

ア 保育所・認定こども園等（0歳～2歳児）

(単位：人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
保育児童数予測	251	445	492	248	414	531	246	410	494
収容能力計画数	250	368	440	265	404	476	277	420	495
不足数	1	77	52	—	10	55	—	—	—

	平成30年度			平成31年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
保育児童数予測	241	406	489	239	398	484
収容能力計画数	277	420	495	277	420	495
不足数	—	—	—	—	—	—

- 保育児童数については、子どもの減少により微減を想定しています。
- 平成29年度には待機児童が解消する見込みです。
- 待機児童に対応するため、平成27年度4月に1園認定こども園を新たに開園しました。
- 待機児童に対応するため、平成27年度に1園定員増の改修工事を実施しております。
- 今後の待機児童に対応するため、平成28年度に2園の開園を予定しています。

※ 子ども子育て支援事業計画抜粋（平成27年3月作成）

イ 保育所・認定こども園（3歳～5歳児）

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	3 歳	4.5 歳	3 歳	4.5 歳	3 歳	4.5 歳	3 歳	4.5 歳	3 歳	4.5 歳
保育児童数予測	486	996	448	956	490	982	480	962	480	983
収容能力計画数	519	1,091	536	1,158	547	1,159	547	1,138	547	1,138
不足数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○ 全体として定員数で充足されています。

※ 子ども子育て支援事業計画抜粋（平成 27 年 3 月作成）

3 新設する保育所の定員数

①（仮称）拝島駅前保育施設（平成 28 年 4 月 1 日開園予定）

（単位：人）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	0	10	10	10	10	10	50

②（仮称）上川原町保育施設（平成 28 年 4 月 1 日開園予定）

（単位：人）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	9	20	20	20	20	20	109

平成 27 年 10 月 25 日

平成 27 年度事務事業評価について

1 市内の保育所の状況について

(平成 27 年 4 月 1 日現在 単位：人)

	定員	基準 保育士	保育士実員数	職員の状況
保育所 1	151	18	36 (非 14)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 4 調理員 1 事務員 1
保育所 2	106	11	22 (非 6 補無 4)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 1 調理員 2 看護師 1 事務員 1
保育所 3	100	13	42 (非 19 補無 3)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 1 看護師 2 事務員 1
保育所 4	225	27	44 (非 13 補有 3)	園長 1 主任保育士 2 栄養士 2 調理員 3 看護師 1 事務員 1 用務員 1
保育所 5	100	12	23 (非 7 補無 1)	園長 1 副園長 1 主任保育士 1 栄養士 1 調理員 3 看護師 1 事務員 1
保育所 6	100	11	33 (非 13 補無 2)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 4 看護師 1
保育所 7	160	20	47 (非 10 補無 4)	園長 1 主任保育士 2 栄養士 3 (非 1) 調理員 4 (非 1) 看護師 1 事務員 2
保育所 8	75	10	25 (非 11)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 2 調理員 2 看護師 1 事務員 1
保育所 9	25	2	10 (非 6)	園長 1 栄養士 1 調理員 1 (再 1) 看護師 1 (再 1) 用務員 2
保育所 10	130	16	31 (非 12 補無 3)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 1 調理員 5 (非 3) 看護師 1 事務員 1 用務員 1
保育所 11	100	12	20 (非 5 補無 1)	園長 1 副園長 2 主任保育士 1 副主任保育士 2 栄養士 1 調理員 3 看護師 1 用務員 1
保育所 12	174	18	39 (非 12 補無 2)	園長 1 主任保育士 1 栄養士 1 調理員 5 看護師 1 事務員 1

保育所 13	120	12	29 (非 5 補無 3)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 1 調理員 3
保育所 14	120	13	32 (非 16)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 3 調理員 1 看護師 1 事務員 1 (非) 用務員 2
保育所 15	190	27	56 (非 26 補無 3)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 1 看護師 1 用務員 1
保育所 16	126	12	28 (非 11)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 4 看護師 1 事務員 1
保育所 17	108	13	31 (非 11 補無 5)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 1 調理員 3 (非 1) 用務員 1 用務員 1
保育所 18	100	11	23 (非 6 補無 5)	園 長 1 主任保育士 1 副主任保育士 1 栄養士 1 調理員 2 看護師 1 事務員 1
保育所 19	110	17	31 (非 6)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 2 調理員 2 看護師 1
保育所 20	110	17	36 (非 15)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 1 看護師 1 用務員 1
地域型保育 事業 21	14	3	7 (非 6)	園 長 1 主任保育士 1 栄養士 1 事務員 1
地域型保育 事業 22	4	1	2	園 長 1 調理員 1
地域型保育 事業 23	19	5	10 (非 9)	園 長 1 調理員 2
認定こども 園 24	190	19	29 (非 8)	園 長 1 副園長 1 栄養士 3 調理員 1 看護師 1 事務員 1 用務員 1

※ (非) 非常勤保育士資格有り ※ (補有) 補助員保育士資格有り

※ (補無) 補助員保育士資格無し

※ (再) 再任用 カッコ内は再掲となります。

(5) 清掃センター等維持管理

環境部 清掃センター

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート①（平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	清掃センター等維持管理		部	環境部	課長	青木 芳勝							
			課	清掃センター	担当	佐々 和徳							
			係	施設係	電話	内線2299							
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>										
政策項目	04	環境をつなぐ	あきしま	（循環型社会の形成）		廃棄物の処理及び清掃に関する法律							
大項目	03	未来をつなぐ	（地球環境の保全）		昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例								
中項目	02	ごみ処理			事業期間<開始・終了予定>								
予算科目（コード）	款	04	項	02	目	02	細目	001	細々目	01	年度	～	年度
事務事業概要	目的												
	<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>										
	ごみ処理施設		ごみ処理施設の安定稼働、性能維持、機能向上及び周辺環境の保全を図る。										
	事業実施方法												
	■直接実施		□業務委託（委託先：)										
	□補助金（補助先：)		□その他（)										
	内容												
	焼却施設の設備保全に係る維持管理及び焼却施設の延命化対策 周辺環境の保全												
	細事業（主な事業内訳）		平成26年度決算額		備考（細事業内容についての補足）								
	需用費：消耗品費		351 千円		住宅地図、作業服、事務用品、講習教材費等購入								
需用費：燃料費		171 千円		プロパンガス代、ガソリン代、圧縮天然ガス代									
需用費：光熱水費（電気料）		79,863 千円		清掃センター・田中町中継地電気料金									
需用費：光熱水費（水道料）		2,258 千円		清掃センター・田中町中継地水道料金									
需用費：車両修繕料		79 千円		事務所用車両車検費用									
需用費：施設修繕料		123,134 千円		焼却炉定期点検補修、ごみホッパー他改修等									
役務費：通信運搬費（電話料）		570 千円		事務所電話料、収集車用携帯電話料									
役務費：手数料		375 千円		不法投棄家電リサイクル料、灰ｺﾊﾞ 汚水汲み取り手数料等									
委託費：空調設備等保守委託		842 千円		空調機器の清掃及び点検等									
委託費：エレベーター保守委託		1,037 千円		24時間連続監視等									
委託費：消防用設備点検委託		254 千円		消防法による法定点検等									
委託費：電気工作物定期点検委託		982 千円		電気事業法による法定点検、測定等									
委託費：警備委託		2,957 千円		清掃センター及び田中町中継地の休日夜間等の警備									
委託費：床等清掃委託		6,523 千円		各室、各トイレ、各受水槽、排水路等の清掃等									
委託費：樹木せん定委託		1,137 千円		田中町中継地のヤナギ伐採、除草等									
委託費：焼却設備管理等業務委託		842 千円		焼却設備の維持保全に係る技術的知識の支援									
使用料及び賃借料：		53 千円		複写機借上料、NHKテレビ受信料									
原材料費：補修用資材		19 千円		補修用資材（異形丸鋼、足場パイプ）購入									
負担金補助及び交付金：		137 千円		全国都市清掃会議、安全運転管理者講習会等負担金等									
公課費：		571 千円		自動車重量税、汚染負荷量賦課金									
		合計		222,155 千円									
事業の必要性													
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならないとされ、市町村はその区域内における市内から発生する可燃ごみの処理を安定して行う必要がある。そのため、焼却施設の維持管理は重要であり、焼却処理に伴う公害を防止し、周辺環境に与える負荷の軽減を図る観点からもその必要性は高い。</p>													
関連事業													
ごみ処理事業													

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コスト	コスト			
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
直接事業費	221,153 千円	222,757 千円	222,155 千円	219,739 千円
報酬	千円	千円	千円	千円
賃金	千円	千円	千円	千円
報償費	千円	千円	千円	千円
需用費	204,370 千円	205,980 千円	205,856 千円	203,383 千円
役務費	1,114 千円	1,114 千円	945 千円	1,121 千円
委託料	14,694 千円	14,694 千円	14,574 千円	14,263 千円
使用料及び賃借料	66 千円	66 千円	53 千円	66 千円
負担金、補助及び交付金	142 千円	142 千円	137 千円	138 千円
扶助費	千円	千円	千円	千円
その他	767 千円	761 千円	590 千円	768 千円
人件費	26,992 千円	26,992 千円	21,170 千円	21,600 千円
一般職員	2.9 人 23,664 千円	2.9 人 23,664 千円	2.2 人 17,842 千円	2.2 人 18,040 千円
再任用職員	0.8 人 3,328 千円	0.8 人 3,328 千円	0.8 人 3,328 千円	0.8 人 3,560 千円
総事業費	248,145 千円	249,749 千円	243,325 千円	241,339 千円
財源内訳				
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
国庫支出金	39,600 千円	39,600 千円	39,600 千円	0 千円
(内容)	特定防衛施設周辺整備調整交付金	特定防衛施設周辺整備調整交付金	特定防衛施設周辺整備調整交付金	
都支出金	0 千円	千円	千円	35,000 千円
(内容)				市町村総合交付金
その他特定財源	73,250 千円	73,250 千円	76,535 千円	76,226 千円
(内容)	ごみ処理手数料等	ごみ処理手数料等	ごみ処理手数料等	ごみ処理手数料等
一般財源	135,295 千円	136,899 千円	127,190 千円	130,113 千円
財源合計	248,145 千円	249,749 千円	243,325 千円	241,339 千円
事業実績				
活動指標	平成26年度（当初）	平成26年度（補正後）	平成26年度（実績）	平成27年度（予定）
① 可燃ごみ処理量	26,408 トン		25,135 トン	25,520 トン
② 光熱水費（電気使用量）	4,007,000 Kwh		3,881,219 Kwh	3,950,000 Kwh
③ 光熱水費（電気料）	79,200,000 円	79,870,000 円	79,863,088 円	80,065,000 円
単位当たりコスト				
ごみ処理1トン当たり電気料	2,999 円	円	3,177 円	3,137 円
成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）				
○電力使用量は焼却処理に影響されるため可能な範囲で節電に努めている。	焼却量	平成24年度 26,251 t	平成25年度 26,050 t	平成26年度 25,135 t
○可燃ごみの焼却処理は安定した処理が行えている。	焼却日数	351 日	352 日	341 日
	電力使用量	3,994,822 Kwh	3,932,982 Kwh	3,881,219 Kwh
課題	市内より発生するごみの処理は市町村の責務であり、安定した焼却処理を行うことが最大の課題である。現施設は稼働後20年が経過しており、経年劣化等により予期せぬ故障や不具合が生じる可能性が常にある。そのため施設の状況を把握し予防保全を含めた修繕を実施することが必要である。			
自己評価	現状、焼却施設の安定稼働は維持されており、日常的な点検を適切に行うとともに、平成36年度までの延命化に向けた精密機能検査の結果を基に今後の修繕計画を作成し、適切な時期に修繕を実施している。このため、焼却施設のライフサイクルコストの低減、安定稼働、市内の公衆衛生の確保及び周辺環境の保全が図られていると考えている。			
比較参考値				
備考				

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署												
	清掃センター等維持管理		部	環境部	課長	青木 芳勝									
			課	清掃センター	担当	佐々 和徳									
			係	施設係	電話	内線2299									
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>									
	政策項目	04	環境をつなぐ あきしま（循環型社会の形成）			廃棄物の処理及び清掃に関する法律									
	大項目	03	未来につなぐ（地球環境の保全）												
中項目	02	ごみ処理			法令による事業実施義務										
個別計画（年度）	廃棄物処理基本計画				<input checked="" type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり										
予算科目コード	款	04	項	02	目	02	細目	001	細々目	01	<input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり				
事務事業概要															
目的															
<対象は誰、何か>						<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>									
ごみ処理施設						ごみ処理施設の安定稼働、性能維持、機能向上及び周辺環境の保全を図る。									
実施内容						実績・成果									
焼却施設の設備保全に係る維持管理及び焼却施設の延命化対策						○施設修繕費 123,134,040円 （内延命化修繕 2件 43,178,400円） ○保守点検委託等 14,574,891円									
コスト		（単位）	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>								
直接事業費		千円	169,622	221,153	222,155	219,739	国庫支出金								
財源内訳	国庫支出金	千円	1,800	39,600	39,600		・特定防衛施設周辺整備調整交付金								
	都支出金	千円				35,000									
	地方債	千円													
	その他特定財源	千円	68,542	73,250	76,535	76,226	その他特定財源								
一般財源	千円	99,280	108,303	106,020	108,513	・ごみ処理手数料									
一般職員人件費		千円	19,680	23,664	17,842	18,040									
人工数		人	2.40	2.90	2.20	2.20									
再任用職員人件費		千円	3,280	3,328	3,328	3,560									
人工数		人	0.80	0.80	0.80	0.80									
総事業費		千円	192,582	248,145	243,325	241,339									
事務事業評価															
個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による															
①優先度（どの程度優先されるべきか）				5		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3					
判断理由				市内から発生する可燃性ごみ処理を安定して行うため、焼却施設の維持管理は重要であり、焼却処理に伴う公害を防止し、周辺環境に与える負荷の軽減を図る観点からもその必要性は高い。				判断理由				日常的な点検を適切に行うとともに、平成36年度までの現焼却施設の稼働を図るべく延命化に向けた計画的な修繕に取り組んでいる。また、機器の修繕等について、最新技術の動向、省電力化等についても検討し実施している。			
③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				3					
判断理由				焼却施設の安定稼働は維持されており、延命化に向けた修繕も精密機能検査の結果を基に今後の修繕計画を作成し、計画的な修繕の実施によりライフサイクルコストの低減も図られている。				判断理由				施設の延命化には多額の費用が必要であるが、適切な時期に修繕を実施することにより効率的な延命が図られ、安定したごみ処理が継続でき、ライフサイクルコストの低減が図られている。			
課題と今後の方向性		E		現状における課題				平成28年度予算編成における具体的な取組							
今後の方向性（以下より選択）				焼却施設の延命化に向け計画的に修繕を実施し、安定したごみ処理の確保、ライフサイクルコストの低減を図っている。施設の更新についてはその実施に多大な費用と年月がかかるため、延命化を図る一方で検討していく。また、清掃施設の維持管理には専門的知識が必要であり技術支援等も必要である。				平成36年度までの延命化に向け、精密機能検査の結果をもとに作成した修繕計画についても、計画を見直しながら安定稼働に向けた修繕等を実施する。							
A 成果拡大に向けて実施方法を見直し															
B コスト改善に向けて実施方法を見直し															
C 抜本的な見直し															
D 縮小・廃止															
E 現状を維持															

維持管理経費推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
維持管理経費	260,123,449	260,123,450	169,622,325	222,155,056
ごみ処理量	25,001	26,251	26,051	25,135
可燃ごみ搬入量	22,289	22,300	22,148	21,534
広域支援量	393	1,641	1,786	1,742
処理後可燃ごみ量	2,319	2,310	2,117	1,859
電力使用量	4,006,389	3,994,898	3,933,051	3,881,232
清掃センター	4,005,703	3,994,822	3,932,982	3,881,219
中継地	686	76	69	13
電気料	59,460,593	67,971,621	75,610,811	79,863,088
清掃センター	59,326,318	67,946,188	75,584,287	79,842,614
中継地	134,275	25,433	26,524	20,474
修繕費	130,436,332	168,273,210	72,011,470	123,134,040
定期整備費	49,364,700	54,582,150	56,423,010	59,731,020
修繕費	21,757,132	17,595,060	15,588,460	16,552,620
小計	71,121,832	72,177,210	72,011,470	76,283,640
延命化修繕費	59,314,500	96,096,000	0	46,850,400

可燃ごみ量推移

年度	人口 (人)	可燃ごみ量 (t)	市民一人当たり(kg)	
			昭島市	26市平均
平成17年度	111,365	27,903	250.6	220.4
平成18年度	112,385	27,790	247.3	214.8
平成19年度	113,014	26,477	234.3	207.0
平成20年度	112,754	25,938	230.0	199.6
平成21年度	113,227	24,364	215.2	189.8
平成22年度	113,697	23,072	202.9	182.6
平成23年度	113,672	22,289	196.1	183.1
平成24年度	113,181	22,300	197.0	182.6
平成25年度	113,092	22,148	195.8	180.9
平成26年度	112,647	21,534	191.2	180.1

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト				
		平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算
	直接事業費	2,488 千円	2,488 千円	2,488 千円	2,479 千円
	報酬	千円	千円	千円	千円
	賃金	千円	千円	千円	千円
	報償費	千円	千円	千円	千円
	需用費	千円	千円	千円	千円
	役務費	千円	千円	千円	千円
	委託料	千円	千円	千円	千円
	使用料及び賃借料	千円	千円	千円	千円
負担金、補助及び交付金	2,488 千円	2,488 千円	2,488 千円	2,479 千円	
扶助費	千円	千円	千円	千円	
その他	千円	千円	千円	千円	
人件費	816 千円	816 千円	811 千円	820 千円	
一般職員	0.1 人 816 千円	0.1 人 816 千円	0.1 人 811 千円	0.1 人 820 千円	
再任用職員	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	
総事業費	3,304 千円	3,304 千円	3,299 千円	3,299 千円	
財源内訳					
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算	
国庫支出金	千円	千円	千円	千円	
(内容)					
都支出金	千円	千円	千円	千円	
(内容)					
その他特定財源	千円	千円	千円	千円	
(内容)					
一般財源	3,304 千円	3,304 千円	3,299 千円	3,299 千円	
財源合計	3,304 千円	3,304 千円	3,299 千円	3,299 千円	
事業の実績と成果	事業実績				
	活動指標	平成26年度（当初）	平成26年度（補正後）	平成26年度（実績）	平成27年度（予定）
	①市内人身事故件数	385 件（前年値）	—	338 件	件
	②				
	③				
	単位当たりコスト				
		円	円	円	円
	成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）				
	・市主催事業及び地域活動（別紙）の依頼は通例になっている。				
	・市内の交通事故件数は、平成25年中385件と比較して、平成26年中は338件と減少している。				
課題	・市の会員数は約3,426人と26市中トップであるが、活動の主力である指導員数は285人。				
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全活動での取り組みに対して、補助金は有効に活用されている。 交通安全協会がこれからも市・警察と共に連携し活動していくには、活動内容から指導員数が足りない状況にある。 				
比較参考値					
備考					

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	交通安全協会補助事業		部	都市整備部	課長	角田 郁夫					
			課	交通対策課	担当	後藤・町田					
			係	交通安全係	電話	内線2509					
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	01	人が輝く（明るい地域社会の形成）			昭島交通安全協会に対する補助金交付要綱					
大項目	02	市民の安全を守る（安全・安心の確保）									
中項目	03	交通安全			法令による事業実施義務						
個別計画（年度）					<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり						
予算科目コード	款	02	項	01	目	10	細目	004	細々目	01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	昭島交通安全協会					交通安全意識の向上と 交通事故の減少					
	実施内容										
	<ul style="list-style-type: none"> 春と秋の全国交通安全運動 TOKYO交通安全キャンペーン 交通安全日（毎月10日、広報車による早朝呼びかけ） 交通安全運動市民のつどい（9月） 産業祭り（11月）などへ参加している。 交通道徳の高揚と交通事故の防止を目的として、地域の交通安全活動を行う「昭島交通安全協会」に補助金を交付し団体育成を行うとともにその活動を支援する。					実績・成果 交通安全協会は市・警察と合同で実施する交通安全啓発活動以外にも、くじら祭りや地域活動上必要となる祭事や葬儀でも交通整理や道路上の安全確保に努めている。また、昭島市の会員数は3,426人と26市中トップであるなど交通安全に対する意識が高い。					
	コスト										
			(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	2,490	2,488	2,488	2,479				
	財源内訳	国庫支出金		千円							
		都支出金		千円							
地方債		千円									
その他特定財源		千円									
一般財源		千円	2,490	2,488	2,488	2,479					
一般職員人件費		千円	820	816	811	820					
人工数		人	0.10	0.10	0.10	0.10					
再任用職員人件費		千円									
人工数		人									
総事業費		千円	3,310	3,304	3,299	3,299					
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			4		②妥当性（実施方法は妥当であるか）			2		
	判断理由	交通対策課に属する法令による義務付けのない事業のうち、当該事業の優先度は3番目である。				判断理由	市内事故件数は減少する中で、高齢者の交通事故は増加傾向にある。現状の資源投入量を変更せず、交通安全協会との役割分担を明確にし、成果の拡大を図る必要がある。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4		④効率性（効率的に実施できたか）			3		
判断理由	市内の交通事故件数は、平成25年中385件と比較して、平成26年中は338件と12.2%減少した。				判断理由	補助金の額は要綱に基づき、人口割（前年の10月1日現在の昭島市の総人口×20円）としており、この単価は平成5年より変更されていない。26市平均単価は25.9円。					
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成27年度予算編成における具体的な取組			
					昭島市の会員数は3,426人と26市中トップであるが補助金額は平均以下であることから、制服の補充などのために補助金増額要望を毎年受けている。			<ul style="list-style-type: none"> 地域の交通安全活動を行う「昭島交通安全協会」に引続き補助金を交付し団体育成を行うとともにその活動を支援していく。 			
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し										
	B コスト改善に向けて実施方法を見直し										
	C 抜本的な見直し										
D 縮小・廃止											
E 現状を維持											

昭島交通安全協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通事故のない安全で快適に暮らせる地域社会を目指し、市民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に活動する昭島交通安全協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金は、年度ごとに、協会が次の事業を行うために要する経費を補助の対象として交付する。

- (1) 交通安全対策に関する事業
- (2) その他市長が認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の合算額とし、毎年度、予算の範囲内で定める。

- (1) 人口割 前年の10月1日現在の昭島市の総人口に応じた額
- (2) 事業割 協会の事業計画に応じて市長が必要と認める額

(補助金の交付申請)

第4条 協会の会長は、補助金の交付を受けようとするときは、交通安全協会補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約及び役員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収入及び支出に係る予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書類を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により、補助金の交付を決定したときは、交通安全協会補助金交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知する。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、次の各号の期別に分け、それぞれ当該各号に定める月に交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 前期 5月

(2) 後期 10月

(補助金の請求)

第7条 協会の会長は、補助金の交付を受けるときは、前条の期別ごとに交通安全協会補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第8条 協会の会長は、補助金の交付を受けた年度の終了後60日以内に交通安全協会補助金事業実績報告書（第4号様式）に次の書類を添え、当該年度の事業実績について市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収入及び支出に係る決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第9条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金に不用額が生じたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を第2条各号に掲げる事業以外の経費に使用したとき。

(4) この要綱及び昭島市補助金等の予算の執行に関する規則（昭和44年昭島市規則第19号）に反すると認められるとき。

(収支関係書類の備付け)

第10条 協会は、補助金の経理を明らかにするために領収書、帳簿等の収支関係書類を備え付け、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、必要に応じ、協会に対して前項の収支関係書類を提出させ補助金の経理に関する調査を行うことができる。

(その他)

第11条 昭島市補助金等予算の執行に関する規則及びこの要綱に定めるもののほか、協会に対する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

2 昭島防犯協会及び昭島交通安全協会に対する補助金交付要綱（昭和53年4月1日実施）は、廃止する。

5. 各部の年間行事

平成26年4月

- ア 会計監査を実施した。
- イ 「春の全国交通安全運動」の一環として昭島市民会館KOTORIホールにて歌手の畠山みどりさんを一日署長に迎え交通安全歌謡ショーを開催した。
予定されていた市役所よりガーデンモールまでの車両による交通安全パレードは、雨天のため中止となった。
- ウ 春の安全運動に伴い市内全域で街頭活動及び街頭広報を市役所広報車・安協広報車で実施した。
- エ 女性部が「交通事故防止キャンペーン」を昭島駅改札口で実施した。
- オ 青年部が「交通事故死0キャンペーン」を昭島駅踏み切り横の歩行者・自転車専用通路で実施した。
- カ 安全運転管理者部会が「交通事故・飲酒運転根絶キャンペーン」をシティバス立川の協力のもと、シティバス立川・拝島営業所で実施した。
- キ 交通少年団が昭島署の「春の全国交通安全運動出動式」に参加した。
- ク 昭島市民ホールにて安全運転管理者部会が「全体会議」を開催した。
- ケ 交通少年団が新宿で開催された「少年団イベント」に参加した。

5月

- ア 定期総会を昭島警察署・講堂で実施した。
- イ 表彰式（長期無事故運転者・優良運転者・功労者等）を昭島警察署・講堂で実施した。

6月

- ア 昭島市主催「昭島町並みクリーンアクション」活動を交通安全日終了時間後、各支部で参加協力をした。
- イ 女性部が神奈川県「花王」川崎工場を視察し、川崎大師、妙楽寺を見学した。
- ウ 昭島市主催「昭島チャレンジデー2014」に役員・支部長・管理者・会員の全員で参加協力した。

7月

- ア 安全運転管理者部会が日産横浜工場、キリン横浜工場で視察研修を実施した。
- イ 昭島市民会館KOTORIホールで開催された「安全運転管理者法定講習会」を市内事業所の管理者が受講した。

8月

- ア 「昭島くじら祭り」の交通整理を指導部員で実施したほか、広報部がくじら祭り会場にて「交通安全ゲーム」を実施し交通安全を呼びかけた。
- イ 交通少年団が「くじら祭りパレード」に参加し交通安全を呼びかけた。
- ウ 交通少年団が夏季研修を西東京市「多摩六都科学館」で実施した。
- エ 昭島市主催「防災訓練」に地域支部が避難路安全確保のため参加した。

9月

- ア 震災訓練に会長・副会長・指導部・第3・第4ブロックが参加協力した。
- イ 安全運転管理者正・副支部長会議を七福で開催した。
- ウ 「安全運転管理者部会全体会議」を昭島市民ホールで開催した。
- エ 「指導員講習会」を昭島市民ホールで開催した。
- オ 「交通安全講習会」を市内6箇所の会館等で実施、また各事業所でも開催した。
- カ 「秋の全国交通安全運動出動式」を昭島警察署・玄関にて開催した。
- キ 秋の安全運動に伴い市内全域で街頭指導、街頭広報を市役所広報車・安全協会広報車で実施した。
- ク 女性部が「交通事故防止」キャンペーンを昭島駅周辺で実施した。
- ケ 安全運転管理者部会と青年部が「交通事故死ゼロの日」及び「飲酒運転根絶」キャンペーンをシティバス立川の協力のもとシティバス立川・拝島営業所前で実施した。

10月

- ア 安全協会「視察研修会」で、長野県の松本城、穂高神社を見学し、安曇野のワサビ田を視察した。(日帰り)
- イ 中野ゼロホール(大ホール)で開催された「副安全運転管理者法定講習会」に参加した。
- ウ 東安協主催の「自転車安全教育指導員養成講習」に3名が参加し、自転車安全教育指導員の認定を受けた。(本年は玉川・拝島仲宿・中央支部 各1名)

11月

- ア 昭島市主催「産業まつり」が昭島市民会館で開催され、各支部指導員が交通整理を実施した。また会場内において交通安全コーナーを設け、市民に交通安全を呼

びかけた。

- イ 第八方面交通少年団主催「友好スポーツ大会」を昭島交通少年団が当番署として企画実施した。(日野市多摩動物公園にて開催)
- ウ 「青少年フェスティバル」の開催に伴い指導部・指導員が交通整理を実施した。また企画広報部が「交通安全キャンペーン」を実施するとともに交通少年団・長寿部が「交通事故防止」キャンペーンを実施した。
- エ 昭島市民会館KOTORIホールで開催された「安全運転管理者法定講習会」(追加講習会)を受講した。
- オ 第八方面青年部の統一行事「自転車交通安全」キャンペーンを青少年フェスティバル会場で実施した。(総務部も協力参加)
- カ 表彰式(長期無事故運転者・優良運転者・功労者等)を昭島市民ホールにおいて開催した。

12月

- ア 交通少年団「クリスマス会」を昭島警察署・講堂で開催した。
- イ TOKYO交通安全キャンペーンの交通指導に地域支部が街頭配置を実施、またシティバス立川にて交通少年団、青年部、安全運転管理者部会3部で『飲酒運転撲滅キャンペーン』を実施した。

12月1日～7日の間 TOKYO交通安全キャンペーン実施

目的

TOKYO交通安全キャンペーンは、春、秋に続く「第三の交通安全運動」と位置付け、「交通事故と渋滞のない東京」を目指し、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路環境の改善に向けた取組みを推進することにより、年末期における交通事故防止及び渋滞解消を図ることを目的とする。

重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 違法駐車対策の推進

- ◎ 地域指導員の街頭配置を実施した。

27年1月

- ア 日吉神社・拝島元三大師において「交通安全祈願」を役員が実施した。
- イ 「だるまの目入れ式」を昭島警察署・講堂にて役員が実施した。
- ウ 「昭島市新春駅伝競争大会」の交通整理を近隣支部・指導部員が実施した。
- エ 「新年賀詞交歓会」をフォレストイン・昭和館で開催した。
- オ 昭島市民会館KOTORIホールで開催された「安全運転管理者法定講習会」(追加)を受講した。
- カ 東村山公民館で開催された「安全運転管理者法定講習会」(追加)を受講した。

2月

- ア 中野ZERO(小ホール)で開催された「副安全運転管理者法定講習会」(本年度最終回)を受講した。
本年度当協会管理者受講率100%、副管理者受講率100%であった。
- イ 各支部等に少年団新規入団員の募集呼びかけを依頼した。
- ウ 警視庁交通部長より交通少年団員2名が感謝状を授与され、本部の表彰式に参加した。
- エ 第八方面交通少年団新年懇親会をフォレストイン・昭和館にて開催した。(当番署)
- オ 交通少年団新入団員を昭島市の広報誌で募集した。

3月

- ア 清泉中の駅伝開催に当たり、第3ブロックの指導部員をコースに配置し協力した。
- イ 安管部部長・副部長会議を安協事務所にて開催した。

6、交通安全協会補助事業

資料：①平成26年度予算書・決算書

別紙のとおり

②会員の平均年齢 出来たら各支部別

会員の年齢について把握しているか交通安全協会へ確認しましたが、生年月日を含め把握していないとの回答のため資料提出は困難です。

質問：①自己評価で妥当性2としていながら今後の方向性を E(現状維持)としている理由は？

回答：妥当性を2点とした理由につきましては、事務事業評価基準に基づき「他の方法を検討せず、前年度の方法を踏襲した→2点」と評価したものです。また、今後の方向性につきましても、補助金交付事務自体は前年度の方法を踏襲するものとして E(現状維持) と評価しました。

(参考)

妥当性に関する評価基準

- (1) 実施方法を前年度と変更し、市民サービスの向上につながった→5点
- (2) 実施方法を前年度と変更した→4点
- (3) 他の方法も検討した結果、現在の方法が最も適切であると判断した→3点
- (4) 他の方法を検討せず、前年度の方法を踏襲した→2点
- (5) 他の方法を取った方が、より目的を達成することができたと考えられる→1点

(7) 教育相談事業

学校教育部 指導課

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コスト	コスト				
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算	
直接事業費	16,540 千円	17,756 千円	17,173 千円	23,343 千円	
報酬	13,383 千円	13,383 千円	13,309 千円	16,470 千円	
共済費	767 千円	767 千円	635 千円	1,319 千円	
賃金	千円	1,596 千円	1,448 千円	1,821 千円	
報償費	400 千円	400 千円	400 千円	1,496 千円	
旅費	1,212 千円	832 千円	723 千円	1,400 千円	
需用費	100 千円	100 千円	79 千円	192 千円	
役務費	246 千円	246 千円	202 千円	336 千円	
使用料及び賃借料	262 千円	262 千円	235 千円	269 千円	
備品購入費	130 千円	130 千円	130 千円	千円	
その他	40 千円	40 千円	12 千円	40 千円	
人件費	3,264 千円	3,264 千円	3,244 千円	3,280 千円	
一般職員	0.4 人 3,264 千円	0.4 人 3,264 千円	0.4 人 3,244 千円	0.4 人 3,280 千円	
再任用職員	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	人 0 千円	
総事業費	19,804 千円	21,020 千円	20,417 千円	26,623 千円	
財源内訳					
	平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算	
国庫支出金	千円	千円	千円	千円	
(内容)					
都支出金	千円	千円	千円	千円	
(内容)					
その他特定財源	90 千円	90 千円	68 千円	96 千円	
(内容)	雇用保険料	雇用保険料	雇用保険料	雇用保険料	
一般財源	19,714 千円	20,930 千円	20,349 千円	26,527 千円	
財源合計	19,804 千円	21,020 千円	20,417 千円	26,623 千円	
事業の実績と成果	事業実績				
	活動指標	平成24年度（実績）	平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（予定）
	①教育相談電話来室相談件数	306 件	540 件	440 件	550 件
	②就学転学相談件数	77 件	51 件	75 件	85 件
	③適応指導教室通室児童生徒数	39 人	53 人	52 人	45 人
	単位当たりコスト				
	教育相談 1 件あたり	11,433 円	12,073 円	14,634 円	12,285 円
	成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）				
	○複雑、多様化する教育相談を迅速できめ細かな対応が取れるよう、平成25年度から1日2名体制に増員して教育相談員（臨床心理士）が専門的な立場から、適切な支援をするための指導、助言を行った。○就学時における児童・生徒の就学及び転学や情緒障害等通級指導学級入級の相談を実施するため、平成26年度より指導課に就学相談員（非常勤教員）2名及び臨床心理士等2名を増員配置して児童・生徒ひとり一人について適切な学びの場が提供されるよう、迅速丁寧な相談を行った。○市内2か所に開設する適応指導教室において学校に行きたくても行けない不登校の児童生徒（平成26年度は52人）を対象に、適応指導教室指導員（非常勤教員）及び適応指導支援員を配置し自主学習や集団活動、スポーツ等、個々に応じた学習活動を進めながら、心の安定を図り、できるだけ早い学校復帰への支援を行った。併せて、保護者に対して児童・生徒の正しい理解や対応に関する教育相談も行った。				
	課題	近年の社会情勢の急激な変化により、児童・生徒を取り巻く家庭環境が複雑かつ多様化しており、発達障害のある児童・生徒や保護者への支援、いじめや不登校等の教育の諸問題を解決するためには、学校や関係機関との連携が必要となるなど、よりレベルの高い教職経験者や臨床心理士等の専門家を教育相談員として配置し適切な対応をしていく必要がある。			
自己評価	教育上の諸問題の解決に向けて、児童・生徒、保護者、教職員などを支援する相談機関として、迅速で的確な対応が図れるようこれまでも事業の改善、見直しを行ってきた。教育に関する様々な相談について、対象者へ早期のうちの的確な支援、問題解決への正しい理解や対応策の提示が求められるなか、今後も事業の検証をしながら、専門性の高い相談員の確保・育成、相談環境の整備などの改善、見直しを更に行い相談者にとって、適切できめ細かな支援を行っていく。				
比較参考値					
備考					

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	教育相談事業		部	学校教育部		課長	岡部 君夫				
			課	指導課		担当	加藤 保之				
			係	特別支援教育係		電話	内線2239				
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	03	未来を育む あぎしま（教育・文化・スポーツの充実）				法令による事業実施義務				
大項目	01	ともに育む（学校教育の充実）									
中項目	02	学校教育									
個別計画（年度）	教育振興基本計画（H22～H26）					<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり <input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助等あり					
予算科目コード	款	10	項	01	目	03	細目	001	細々目	01	
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	公立小・中学校の新入学児童・生徒及び保護者、教職員					教育相談を通して、対象者からの相談内容に関する解決策を提示する。適応指導教室を開設し、学校不適応児童・生徒の学習指導補助を行う。					
	実施内容					実績・成果					
	教職経験者及び臨床心理士を教育相談員として教育相談室に配置し、児童・生徒及び保護者からの学習進路、生活指導適応指導、発達障害等の問題についての相談を実施する。不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室を開設し、学習の補助を行う。就学時における児童の就学及び生徒の入級の相談を実施するため就学相談員2名及び臨床心理士等2名を配置して増加する相談に対応する。指導課に配置した巡回相談員（臨床発達心理士）1名による小中学校の巡回相談を行う。					教育相談員である臨床心理士3名による児童・生徒、保護者の相談を行い、教育相談室における年間相談件数は440件、適応指導教室への児童・生徒の在籍は52名となった。就学相談では、小中学校合わせて68件の相談を実施した。巡回相談では、小中合わせて11校、112件の巡回相談に対応した。					
	コスト		(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	16,585	16,540	17,173	23,343	その他の特定財源 ・雇用保険料 ・複写機使用料			
	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円								
		地方債	千円								
その他特定財源		千円	54	90	68	96					
一般職員人件費	千円	3,280	3,264	3,244	3,280						
人工数	人	0.40	0.40	0.40	0.40						
再任用職員人件費	千円										
人工数	人										
総事業費	千円	19,865	19,804	20,417	26,623						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			4		②妥当性（実施方法は妥当であるか）			3		
	判断理由	複雑かつ多様化する教育の諸問題解決のために、専門家である教育相談の重要性は増加している。				判断理由	教育相談員については、教育に関する一定の見識と専門的な力量が求められていることから、教職経験者及び臨床心理士等の資格を有する者を雇用している。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4		④効率性（効率的に実施できたか）			4		
	判断理由	児童・生徒を取り巻く状況は様々で、多様化した教育ニーズに的確に対応するためには、専門家による指導、助言が極めて有効であり、学校からも高い評価をうけている。				判断理由	教育相談は時代を反映して多様化しており、専門家である教育相談員が的確に対応している。また適応指導教室への在籍者も増加しているため負担は大きい学校復帰に向け努力している。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成28年度予算編成における具体的な取組			
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し				教育相談員の力量には個人差があり、相談者からのニーズに適切に応えられる人材の確保は容易でない。また教育相談室が外部に設置されているため、効率的な運営に苦慮している。			相談者からのニーズに対応できる教育相談員を確実に確保していく。			
	B コスト改善に向けて実施方法を見直し										
	C 抜本的な見直し										
	D 縮小・廃止										
E 現状を維持											

教育相談室 相談状況集計

平成27年4月1日

項目番号	相談内容	22年度			23年度			24年度			25年度			26年度		
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
性格・行動	1 不登校	9	32	41	11	50	61	7	76	83	14	143	157	1	137	138
	2 非行・同傾向	2	5	7	2	10	12	0	4	4	0	0	0	0	1	1
	3 いじめ	3	0	3	5	1	6	3	0	3	3	7	10	1	1	2
	4 家庭内暴力	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 反抗的	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	11	11
	6 怠学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7 集団逸脱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8 おちつきなし	0	1	1	0	2	2	0	5	5	0	20	20	0	7	7
	9 情緒不安定	4	45	49	3	23	26	6	31	37	1	63	64	0	35	35
	10 内気	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11 無気力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12 緘黙	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	6	6
	13 自殺念慮・自殺企図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14 性格の問題その他	1	16	17	0	49	49	1	68	69	3	93	96	1	130	131
精神・身体	15 精神病・同疑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16 神経症・同疑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0
	17 人格障害・同疑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18 摂食障害・同疑	0	12	12	0	11	11	0	0	0	0	10	10	0	12	12
	19 神経性習癖	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	9	9	0	6	6
心身障害	20 知的発達障害	0	5	5	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	21 発達障害	5	33	38	4	18	22	2	15	17	1	16	17	0	29	29
	22 学習障害			0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
学校生活	23 学習法	0	4	4	0	3	3	0	4	4	0	26	26	1	19	20
	24 学業不振	2	8	10	0	17	17	0	17	17	0	19	19	0	5	5
	25 学校・教師との関係・苦情	1	3	4	1	2	3	1	0	1	3	12	15	1	12	13
	26 体罰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
進路・適性	28 学校選択	0	1	1	1	2	3	0	0	0	0	1	1	0	2	2
	29 転校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	30 心身障害児の進路	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	31 一般進路	0	1	1	0	2	2	0	3	3	0	0	0	0	1	1
	32 その他	1	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活	33 しつけ・育て方	0	0	0	1	1	2	2	0	2	3	14	17	0	7	7
	34 発育に関すること	0	9	9	0	2	2	1	4	5	1	2	3	0	0	0
	35 家族関係	1	3	4	3	12	15	0	21	21	0	22	22	0	4	4
	36 虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	37 友人関係	0	14	14	1	0	1	2	1	3	2	7	9	1	6	7
	38 男女交際	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	39 性に関して	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
その他	40 相談の問い合わせ	6	1	7	8	0	8	3	0	3	0	0	0	2	0	2
	41 その他	0	1	1	0	3	3	7	7	14	3	25	28	0	0	0
計		35	210	245	41	211	252	36	270	306	35	505	540	8	432	440

平成22年度 就学相談件数及び就学先 (単位：人)

区分 対象	相談件数	就 (転) 学 先			その他
		通常の学級	特別支援学級	特別支援学校	
小 学 校	21 (15)	7 (0)	6 (11)	6 (2)	2 (2)
中 学 校	7 (5)	0 (0)	7 (3)	0 (0)	0 (2)
合 計	28 (20)	7 (0)	13 (14)	6 (2)	2 (4)

注 () 内は、外数で転学に係る人数

平成23年度 就学相談件数及び就学先 (単位：人)

区分 対象	相談件数	就 (転) 学 先			その他
		通常の学級	特別支援学級	特別支援学校	
小 学 校	43 (13)	17 (0)	6 (6)	13 (0)	7 (7)
中 学 校	24 (4)	2 (0)	14 (1)	4 (0)	4 (3)
合 計	67 (17)	19 (0)	20 (7)	17 (0)	11 (10)

注 () 内は、外数で転学に係る人数

平成24年度 就学相談件数及び就学先 (単位：人)

区分 対象	相談件数	就 (転) 学 先			その他
		通常の学級	特別支援学級	特別支援学校	
小 学 校	48 (11)	18 (0)	12 (9)	9 (1)	9 (1)
中 学 校	15 (3)	0 (0)	14 (0)	1 (2)	0 (1)
合 計	63 (14)	18 (0)	26 (9)	10 (3)	9 (2)

注 () 内は、外数で転学に係る人数

平成25年度 就学相談件数及び就学先 (単位：人)

区分 対象	相談件数	就 (転) 学 先			その他
		通常の学級	特別支援学級	特別支援学校	
小 学 校	20 (6)	12	3 (5)	2 (1)	3 (0)
中 学 校	21 (4)	1	19 (4)	0 (0)	1 (0)
合 計	41 (10)	13	22 (9)	2 (1)	4 (0)

注 () 内は、外数で転学に係る人数

平成26年度 就学相談件数及び就学先 (単位：人)

区分 対象	相談件数	就 (転) 学 先			その他
		通常の学級	特別支援学級	特別支援学校	
小 学 校	50 (5)	23(1)	11 (3)	9 (0)	7(1)
中 学 校	18 (2)	3(0)	9 (2)	3 (0)	3(0)
合 計	68 (7)	26(1)	20 (5)	12 (0)	10(1)

注 () 内は、外数で転学に係る人数

平成 22 年度 適応指導教室児童・生徒在籍状況

区 分	小学校	中学校	合 計
人 数	5	22	27

平成 23 年度 適応指導教室児童・生徒在籍状況

区分	小学校	中学校	合 計
人 数	4	30	34

平成 24 年度 適応指導教室児童・生徒在籍状況

区分	小学校	中学校	合 計
人 数	10	29	39

平成 25 年度 適応指導教室児童・生徒在籍状況

区分	小学校	中学校	合 計
人 数	16	37	53

平成 26 年度 適応指導教室児童・生徒在籍状況

区分	小学校	中学校	合 計
人 数	16	36	52

昭島市教育相談員の配置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市教育相談室設置規則（平成2年昭島市教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき昭島市教育相談室（以下「教育相談室」という。）に配置する相談員（以下「教育相談員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 教育相談員は、教育相談室において児童及び生徒の教育相談、学習指導その他の相談活動に従事する。

2 臨床心理士である教育相談員は、前項の相談活動のほか、市立小中学校（以下「学校」という。）を巡回訪問し、次に掲げる職務に従事する。

(1) 児童及び生徒のカウンセリングを行うこと。

(2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言及び援助を行うこと。

(3) カウンセリング等に関する情報収集を行うこと。

3 臨床心理士である主任教育相談員（以下主任教育相談員という。）は、前項の活動に従事するほか、教育相談員の統括を行う。

(勤務形態)

第3条 教育相談員の勤務日数は、1週間につき4日以内とする。

2 教育相談員の勤務日については、昭島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

3 教育相談員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 教育相談員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(報酬)

第4条 報酬は、臨床心理士である教育相談員にあつては日額13,800円とし、主任教育相談員にあつては日額14,100円とする。その他の教育相談員にあつては日額9,750円とする。

(費用弁償)

第5条 教育相談員が勤務のため交通機関を利用して運賃又は料金を負担した場合は、費用弁償として通勤費相当分を支給する。

(報酬の減額)

第6条 教育相談員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない1時間につき次条に規定する勤務1時間当たり

の報酬額を減額した報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第7条 教育相談員の勤務1時間当たりの報酬額は、日額で定める報酬額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(辞職)

第8条 教育相談員は、委嘱期間中に辞職しようとするときは、辞職の1月前までに昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し出なければならない。

(解職)

第9条 教育委員会は、教育相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 本人が辞職を申し出た場合
- (2) 勤務成績が良好でない場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (5) その他、その職に必要な適格性を欠く場合

(服務)

第10条 教育相談員は、法令及びこの要綱に定めるもののほか、教育相談室長の職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。

- 2 教育相談員は、教育委員会及び学校への信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 教育相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(年次有給休暇)

第11条 6月以上継続して勤務する教育相談員に対して、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところにより、年次有給休暇を与える。

(社会保険)

第12条 教育相談員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、当該保険の被保険者となる。

(災害補償)

第13条 教育相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償につい

ては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（庶務）

第14条 教育相談員に関する庶務は、学校教育部において処理する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、教育相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 昭島市立学校に勤務するスクールカウンセラー設置要綱（平成11年4月1日実施）及び昭島市教育相談員に関する要綱（平成12年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

昭島市教育相談室設置規則

昭島市教育相談室設置規則（昭和 55 年教育委員会規則第 5 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 児童及び生徒の心身の健全な発達と教育の充実を図るため、昭島市教育相談室（以下「教育相談室」という。）を昭島市昭和町一丁目 6 番 11 号に設置する。

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

（事業）

第 2 条 教育相談室は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 就学前の幼児、児童及び生徒の知能、学業、性格、行動、心身の健康、進路等の相談に関する事。
- （2） 児童及び生徒の不登校、集団への不適応等の相談に関する事。
- （3） 学校への適応指導に係る児童及び生徒の支援及び相談に関する事。
- （4） 昭島市立学校の管理運営に関する規則（昭和 47 年昭島市教育委員会規則第 1 号）第 21 条の 2 に規定する出席停止の措置を受けた児童及び生徒に対する当該出席停止期間中の学習指導及び相談に関する事。
- （5） 昭島市適応指導教室、市立学校、市内の幼稚園・保育所その他関係機関との教育相談に関する連携及び協力に関する事。
- （6） 教育相談に関する調査及び研修に関する事。
- （7） その他教育相談に関し必要な事項

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

（休室日）

第 3 条 教育相談室の休室日は、次のとおりとする。ただし、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、臨時に休室することができる。

- （1） 日曜日
- （2） 土曜日
- （3） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- （4） 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

（相談時間）

第 4 条 教育相談室の相談時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

（職員）

第 5 条 教育相談室に室長及び相談員を置く。

- 2 室長は、学校教育部指導課長をもって充てる。

3 相談員は、次に掲げる者のうちから地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員として教育委員会が委嘱する。

(1) 校長又は副校長経験者

(2) 臨床心理士

(3) 教育委員会が適当と認める者

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号・20 年 2 号・25 年 1 号〕

(任期)

第 6 条 相談員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

(職務)

第 7 条 室長は、教育相談室を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 相談員は、教育相談室における相談活動に従事する。

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 相談員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年昭島市条例第 6 号）の定めるところによる。

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

一部改正〔平成 19 年教委規則 2 号〕

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 24 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 26 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 25 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 18 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 9 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（平成 11 年 11 月 24 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 15 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

昭島市教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市教育相談室（以下「相談室」という。）が実施する校外での体験的学習（以下「体験学習」という。）に参加する児童・生徒に対し交通費、施設入園料を補助することにより、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通費 相談室から体験学習が実施される場所までの最も経済的かつ合理的と認められる往復経路及び方法による移動に要する費用をいう。
- (2) 施設入園料 体験学習を実施するために必要な施設への入園及び当該施設での体験に要する費用をいう。ただし、飲食に要する費用を除く。

(補助内容)

第3条 この補助金は、相談室に通室する児童・生徒が体験学習に参加する場合に、交通費及び施設入園料に相当する額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 相談室の室長（以下「室長」という。）は、補助を受けようとするときは、体験学習が実施される30日前までに、教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容が適正であるかを審査し、補助金交付を適当と認めた場合は、教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により室長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 室長は、前条に規定する補助金の交付決定を受けたときは、体験学習が実施される10日前までに、教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金交付請求書（第3号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 室長は、請求書を提出するときに、児童・生徒が体験学習への参加又は不参加についての意思を変更する等やむを得ない理由が生じた場合に限り、交付決定通知書の金額に対して、当該人数分の金額を加え、又は減じた金額を請求することができる。この場合において、室長は、請求書にその理由を明確に記さなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、請求書の提出を受けたときは、当該請求書の内容が適正であるかを審査し、室長に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 室長は、行事終了後、速やかに教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金実績報告書兼補助金精算書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、室長が不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 室長は、前条に規定する実績報告において参加児童・生徒数の減少等により返還すべき補助金が生じたときは、当該補助金を速やかに返還しなければならない。

（補助金の追加請求）

第10条 室長は、第8条に規定する実績報告において参加児童・生徒数の増加等により追加請求すべき補助金が生じたときは、速やかに教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金追加交付請求書（第5号様式。以下「追加請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（補助金の追加交付）

第11条 市長は、追加請求書の提出を受けたときは、当該追加請求書の内容が適正であるかを審査し、室長に補助金を追加交付するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、昭島市教育相談室体験学習参加児童・生徒交通費等補助金の交付に関する事項は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和44年昭島市規則第19号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年1月18日から実施する。

昭島市就学相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市教育委員会指導課に勤務する就学相談員の任用及び勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 就学相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 就学相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 就学前の幼児並びに児童及び生徒の就学及び入級の相談に関すること。
- (2) 学校における教育相談等に関すること。
- (3) 特別支援教育関係の委員会に関すること。
- (4) 学校、教育相談室及び適応指導教室との連携に関すること。
- (5) その他、教育長が必要と認める事項

(服務)

第4条 就学相談員は、職務の遂行に当たって、法令及びこの要綱に定めるもののほか、上司の命令に従わなければならない。

- 2 就学相談員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 就学相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第5条 就学相談員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考のうえ委嘱する。

- (1) 臨床心理士の資格を有する者
- (2) 臨床発達心理士の資格を有する者

(期間)

第6条 就学相談員の任用期間は、1年以内とする。ただし、委嘱期間の終期は3月31日とする。

- 2 教育長は、次に掲げる要件を備えている就学相談員について、その委嘱期間を更新することができる。
 - (1) 委嘱期間内の勤務成績が良好であること。

(2) 健康で、かつ、意欲を持って職務を遂行すると認められること。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 就学相談員の勤務日数は週4日以内とし、勤務日は相談の実態に応じて所属長が定める。

2 勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 相談員の報酬は、日額13,800円とする。

2 相談員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

(解職等)

第9条 教育長は、就学相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 本人が辞職を申し出たとき。

(2) 勤務成績が良好でないとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(4) その他、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学相談員に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

昭島市巡回相談員の配置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市教育委員会学校教育部指導課に勤務する臨床発達心理士である巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）の任用及び勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 巡回相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 巡回相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校巡回における児童及び生徒等の発達相談及び心理検査に関すること。
- (2) 児童及び生徒並びに教職員、保護者への発達に関する専門的な助言及び援助に関すること。
- (3) 特別支援教育の推進、関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 学校、教育相談室及び適応指導教室との連携に関すること。
- (5) その他、教育長が必要と認める事項

(服務)

第4条 巡回相談員は、職務の遂行に当たって、法令及びこの要綱に定めるもののほか、所属長の命令に従わなければならない。

2 巡回相談員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 巡回相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第5条 巡回相談員は、臨床発達心理士の資格を有する者のうちから選考のうえ教育委員会が委嘱する。

(期間)

第6条 巡回相談員の任用期間は、1年以内とする。ただし、委嘱期間の終期は3月31日とする。

2 教育長は、次に掲げる要件を備えている臨床発達心理士の資格

を有する者について、その委嘱期間を更新することができる。

- (1) 委嘱期間内の勤務成績が良好であること。
- (2) 健康であり、かつ、意欲を持って職務を遂行すると認められること。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 巡回相談員の勤務日数は週4日以内とし、勤務日は相談の実態に応じて所属長が定める。

- 2 勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 巡回相談員の報酬は、日額17,000円とする。

- 2 巡回相談員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

(解職等)

第9条 教育委員会は、巡回相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 本人が辞職を申し出たとき。
- (2) 勤務成績が良好でないとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (4) その他、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、巡回相談員に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

昭島市適応指導教室設置規則

(設置)

第1条 不登校及びその傾向にある児童・生徒（以下「不登校等児童・生徒」という。）並びにその保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な指導及び援助を行い、不登校等児童・生徒の在籍する学校（以下「在籍校」という。）への復帰を図るため、昭島市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 適応指導教室の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
もくせい適応指導教室	昭島市昭和町一丁目6番11号
たまがわ適応指導教室	昭島市玉川町三丁目10番15号

(事業)

第3条 適応指導教室は、保護者、市立学校及び昭島市教育相談室（以下「教育相談室」という。）等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 基本的な生活習慣に係る指導に関する事。
- (2) 学習指導に関する事。
- (3) 集団生活への適応指導に関する事。
- (4) その他適応指導教室の運営に関する事。

2 もくせい適応指導教室は中学生を対象とし、たまがわ適応指導教室は小学生を対象とする。

(対象者)

第4条 適応指導教室に入室できる者は次のとおりとする。

- (1) 市立学校に在籍する不登校等児童・生徒
- (2) その他昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者

(休室日)

第5条 適応指導教育の休室日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に休室することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(開室時間)

第6条 適応指導教室の開室時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(職員及び職務)

第7条 適応指導教室に室長及び指導員を置く。

2 室長は、学校教育部指導課長をもって充て、指導員を統括する。

3 指導員は、室長の命を受け、次の職務に従事する。

(1) 不登校等児童・生徒の相談、支援及び指導に関すること。

(2) 保護者及び在籍校との連絡及び調整に関すること。

(3) 関係機関等との連携に関すること。

(4) その他必要な職務に関すること。

4 指導員は、次に掲げる者のうちから地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 条）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員として教育委員会が委嘱する。

(1) 校長又は副校長経験者

(2) 教育委員会が適当と認める者

5 教育委員会は、適応指導教室の運営の充実を図るため、その他必要な職員を置くことができる。

一部改正〔平成 20 年教委規則 2 号・25 年 1 号〕

(任期)

第 8 条 指導員及び前条第 5 項に定める職員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 指導員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年昭島市条例第 6 号）の定めるところによる。

(入室の手続)

第 10 条 不登校等児童・生徒の適応指導教室への入室を希望する保護者は、あらかじめ在籍校又は教育相談室と相談、面接等を行わなければならない。この場合において、在籍校及び教育相談室は、相互に連絡調整を図り、入室の適否について協議するものとする。

2 前項の規定による協議の結果、入室が適当と認められたときは、当該保護者は、適応指導教室入室申込書（第 1 号様式）を在籍校又は教育相談室を経由して教育委員会に提出しなければならない。この場合において、在籍校は適応指導教室入室に関する意見書（第 2 号様式）を、教育相談室は適応指導教室入室に関する報告書（第 3 号様式）をそれぞれ教育委員会に提出しなければならない。

(入室の許可)

第 11 条 教育委員会は、適応指導教室入室申込書、適応指導教室入室に関する意見書及び適応指導教室入室に関する報告書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、入室を許可することを決定したときは、適応指導教室入室通知書（第 4 号様式）により保護者に通知するとともに、その写しを在籍校及び教育相談室に送付するものとする。

(退室の手続)

第 12 条 適応指導教室に入室している不登校等児童・生徒の退室を希望する保護者は、適応指導教室、在籍校及び教育相談室と協議のうえ、適応指導教室退室申出書（第 5 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、適応指導教室退室申出書の提出を受けた場合は、在籍校、適応指導教室及び教育相談室から意見を聴取し、退室を決定したときは、適応指導教室退室決定通知書(第6号様式)により保護者に通知するとともに、その写しを在籍校、適応指導教室及び教育相談室に送付するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、適応指導教室に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成17年度～平成26年度のいじめの件数
(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

いじめの状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	3	37	32	30	27
中学校	21	13	22	10	17
計	24	50	54	40	44

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	30	43	352	196	31
中学校	38	36	111	17	23
計	68	79	463	213	54

項目番号	相談内容	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			26年度(延べ)					
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計						
性格・行動	1 不登校	28	39	67	52	62	114	21	36	57	14	24	38	15	31	46	9	32	41	11	50	61	7	76	83	14	143	157	1	137	138	1	347	348			
	2 非行・同傾向	3	1	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	5	7	2	10	12	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0	2	2			
	3 いじめ	2	1	3	8	1	9	8	4	12	6	4	10	3	3	6	3	0	3	5	1	6	3	0	3	3	7	10	1	1	2	1	3	4			
	4 家庭内暴力	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	5 反抗的	1	1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	11	11	0	34	34	0
	6 怠学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	7 集団逸脱	3	4	7	1	2	3	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	8 おちつきなし	0	1	1	4	2	6	1	2	3	2	0	2	0	8	8	0	1	1	0	2	2	0	5	5	0	20	20	0	7	7	0	11	11			
	9 情緒不安定	1	5	6	1	1	2	1	1	2	2	5	7	0	16	16	4	45	49	3	23	26	6	31	37	1	63	64	0	35	35	0	45	45			
	10 内気	3	2	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	11 無気力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	12 緘黙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	7	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	6	6	0	12	12			
	13 自殺念慮・自殺企図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	14 性格の問題その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	11	14	1	16	17	0	49	49	1	68	69	3	93	96	1	130	131	1	221	222			
精神・身体	15 精神病・同疑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	16 神経症・同疑	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0			
	17 人格障害・同疑																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	18 摂食障害・同疑																0	12	12	0	11	11	0	0	0	0	10	10	0	12	12	0	23	23			
	19 神経性習癖	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	9	9	0	6	6	0	6	6			
心身障害	20 知的発達障害	7	25	32	0	5	5	6	12	18	9	47	56	2	66	68	0	5	5	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	21 発達障害																5	33	38	4	18	22	2	15	17	1	16	17	0	29	29	0	59	59			
	22 学習障害	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	2	2				0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
学校生活	23 学習法	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	3	3	0	4	4	0	26	26	1	19	20	1	23	24			
	24 学業不振	0	0	0	4	11	15	1	0	1	0	1	1	2	3	5	2	8	10	0	17	17	0	17	17	0	19	19	0	5	5	0	5	5			
	25 学校・家庭との関係・習慣	2	0	2	4	0	4	4	1	5	2	2	4	5	2	7	1	3	4	1	2	3	1	0	1	3	12	15	1	12	13	1	17	18			
	26 体罰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	27 その他	1	0	1	0	0	0	1	2	3	1	2	3	1	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	2
進路・適性	28 学校選択	0	0	0	2	2	4	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	2	3	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	2	2			
	29 転校		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0			
	30 心身障害児の進路	3	5	8	1	18	19	0	1	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	31 一般進路		1	1	3	2	5	1	0	1	0	1	1	0	3	3	0	1	1	0	2	2	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	1	1			
	32 その他		1	1	0	0	0	0	2	2	0	6	6	0	0	0	1	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
家庭生活	33 しつけ・育て方	9	13	22	4	24	28	2	0	2	8	10	18	3	0	3	0	0	0	1	1	2	2	0	2	3	14	17	0	7	7	0	9	9			
	34 発育に関すること																0	9	9	0	2	2	1	4	5	1	2	3	0	0	0	0	0	0			
	35 家族関係	1	0	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3	1	3	4	3	12	15	0	21	21	0	22	22	0	4	4	0	12	12			
	36 虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	37 友人関係	4	0	4	4	1	5	3	9	12	6	16	22	3	2	5	0	14	14	1	0	1	2	1	3	2	7	9	1	6	7	1	7	8			
	38 男女交際	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	39 性に関して	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0			
その他	40 相談の問い合わせ	5	2	7	4	3	7	2	2	4	4	7	11	4	12	16	6	1	7	8	0	8	3	0	3	0	0	0	2	0	2	2	0	2			
	41 その他	0	2	2	7	2	9	2	0	2	4	2	6	1	5	6	0	1	1	0	3	3	7	7	14	3	25	28	0	0	0	0	0	0			
計		75	108	183	106	142	248	57	77	134	62	130	192	51	190	241	35	210	245	41	211	252	36	270	306	35	505	540	8	432	440	8	841	849			

(8) 市民会館文化事業協会補助事業

生涯学習部 市民会館・公民館

平成27年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート②（平成26年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト		平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算	
	直接事業費		20,400 千円	20,400 千円	20,400 千円	17,400 千円	
	報酬		千円	千円	千円	千円	
	賃金		千円	千円	千円	千円	
	報償費		千円	千円	千円	千円	
	需用費		千円	千円	千円	千円	
	役務費		千円	千円	千円	千円	
	委託料		千円	千円	千円	千円	
	使用料及び賃借料		千円	千円	千円	千円	
	負担金、補助及び交付金		20,400 千円	20,400 千円	20,400 千円	17,400 千円	
扶助費		千円	千円	千円	千円		
その他		千円	千円	千円	千円		
人件費		6,528 千円	6,528 千円	6,488 千円	6,560 千円		
一般職員	0.8 人	6,528 千円	0.8 人	6,528 千円	0.8 人	6,488 千円	
再任用職員	人	0 千円	人	0 千円	人	0 千円	
総事業費		26,928 千円	26,928 千円	26,888 千円	23,960 千円		
財源内訳		平成26年度当初予算	平成26年度補正後額	平成26年度決算	平成27年度当初予算		
国庫支出金		千円	千円	千円	千円		
(内容)							
都支出金		千円	千円	千円	千円		
(内容)							
その他特定財源		千円	千円	千円	千円		
(内容)							
一般財源		26,928 千円	26,928 千円	26,888 千円	23,960 千円		
財源合計		26,928 千円	26,928 千円	26,888 千円	23,960 千円		
事業の実績と成果	事業実績		平成24年度（実績）	平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（予定）	
	活動指標						
	①自主事業実施回数	8回	7,363人	9回	6,499人	12回	8,685人
	②						
	③						
単位当たりコスト		円	円	円	円		
成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）	<p>○平成26年度の自主事業は、12回の実施において入場者数は、延べ8,685人である。</p> <p>○昭島市制施行60周年記念事業として、市民合唱団によるベートーヴェン「第九」演奏会、ジャズ・ライブ50回記念NEW YEARコンサート他、多くの市民の方を対象とした鑑賞事業を効果的に実施した。</p>						
課題	<p>○事業内容等を市のホームページ、広報、ポスター、チラシ等で市民にPRしているが、事業により集客率が低いものがある。大ホールの収容規模により事業内容が限られるため、開催事業の選定が難しい。</p> <p>○集客率のみでなく、チケット料金設定、経費のバランス等を考慮し実施しなければならない。</p>						
自己評価	<p>年間を通じて多様な事業を実施しているため、多くの市民が対象の鑑賞事業となっている。昭島市制施行60周年記念事業は、市民合唱団によるベートーヴェン「第九」演奏会を実施し、市民の方から好評を得ている。</p>						
比較参考値							
備考							

平成27年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成26年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	文化事業協会補助事業		部	生涯学習部	課長	河野 久美					
			課	市民会館・公民館	担当	笹本 寛					
			係	管理係	電話	内線2277					
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	03	未来を育む あきしま（教育・文化・スポーツの充実）	昭島市民会館文化事業協会補助金交付要綱、文化芸術振興基本法、昭島市民会館条例、昭島市民会館条例施行規則、昭島市文化芸術振興基本条例							
大項目	03	「あきしまらしさ」を築く（市民文化・学習・スポーツの推進）	法令による事業実施義務								
中項目	03	文化・芸術	<input type="checkbox"/> 義務（ <input type="checkbox"/> 市上乗せあり） <input checked="" type="checkbox"/> 任意（ <input type="checkbox"/> 都補助等あり）								
個別計画（年度）											
予算科目コード	款	10	項	04	目	06	細目	003	細々目	01	
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>				
	市民		市民を対象に、身近なところで優れた芸術文化に触れ、気軽に鑑賞できるような多様な芸術鑑賞の機会を提供する。				市民を対象に、身近なところで優れた芸術文化に触れ、気軽に鑑賞できるような多様な芸術鑑賞の機会を提供する。				
	実施内容		○市民会館条例施行規則第16条の規定に基づき指定された団体である、昭島市民会館文化事業協会に補助金を交付し、市民会館の向上に寄与するため、市民会館大ホール及び公民館小ホール等を利用して、公益的な文化芸術事業を実施する。 ○大ホール自主事業6回、大ホール共催事業4回、新能公演1回、小ホールジャズライブ1回、合計12回の事業を実施した。				実績・成果 平成26年度の自主事業は、12回の実施において入場者数は、延べ8,685人である。昭島市制施行60周年記念事業として、市民合唱団によるベートーヴェン「第九」演奏会、ジャズ・ライブ50回記念NEW YEARコンサート他、効果的に事業を実施した。				
	コスト	(単位)	25決算	26当初予算	26決算	27当初予算	備考<特財名称等>				
	直接事業費	千円	15,400	20,400	20,400	17,400					
	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円								
		地方債	千円								
		その他特定財源	千円								
		一般財源	千円	15,400	20,400	20,400	17,400				
一般職員人件費	千円	6,560	6,528	6,488	6,560						
人工数	人	0.80	0.80	0.80	0.80						
再任用職員人件費	千円										
人工数	人										
総事業費	千円	21,960	26,928	26,888	23,960						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			4		②妥当性（実施方法は妥当であるか）			3		
	判断理由			市民への文化芸術鑑賞の機会を提供する目的のための事業であり、当該事業の優先度は2番目である。		判断理由			文化事業協会理事会での意見を基に、近隣市の公演状況や集客率等を参考に、事業内容を考慮し実施している。		
	③達成度（成果はどの程度あるか）			3		④効率性（効率的に実施できたか）			4		
	判断理由			事業内容等を市のホームページ、市の広報、ポスター、チラシ等で市民にPRしているが、大ホールの規模から開催事業の選定が難しく、集客率が偏る面があるが、事業の達成度は高い。		判断理由			平成26年度から文化事業協会臨時職員1名を配置し、主に経理事務を行い、2名で効率的な事務事業が実施できた。昭島市制施行60周年記念事業補助金により効果的に事業を実施した。		
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		A		現状における課題			平成28年度予算編成における具体的な取組			
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持				○大ホールの収容規模、年間事業回数等限られているため、開催事業の選定が難しい。 ○チケットの販売方法を検討する余地がある。			○文化事業協会の効率的・計画的な事業運用をするうえで、事業予算は現状維持を目標とする。			

市民会館事業協会補助事業

資料：平成24年～26年度事業報告書・決算報告書は別紙のとおりです。

質問：具体的な事業の決定プロセスはどのようになっていますか。

公演プロデュース業者からの資料を基に、市民要望や理事会等の意見をふまえ、近隣市の公演状況や集客率を参考に、事業内容が特定のジャンルに偏らないよう配慮しつつ、事務局で原案を作成し、理事会に諮り決定しています。